

目次

第1 請求の趣旨に対する答弁.....	6
第2 訴状の請求の原因に対する認否.....	6
1 「第1 事案の概要」(訴状2ページ)について	6
(1) 「1」について.....	6
(2) 「2」について.....	7
2 「第2 検事総長談話の公表に至る経緯」(訴状2ないし5ページ)について	7
(1) 「1 袴田事件」(訴状2ないし4ページ)について	7
(2) 「2 再審無罪判決」(訴状4ページ)について	8
(3) 「3 検事総長談話による控訴断念の公表」(訴状4及び5ページ)について.....	8
(4) 「4 検察官による控訴権放棄(確定)」(訴状5ページ)について ...	8
3 「第3 検事総長談話の違法性」(訴状5ないし12ページ)について ..	8
(1) 「1 名誉毀損」(訴状5ないし11ページ)について	8
(2) 「2 「確定無罪判決尊重義務」違反」(訴状11及び12ページ)について.....	15
4 「第4 原告の損害」(訴状12ないし14ページ)について	15
5 「第5 謝罪広告」(訴状14ページ)について	15
6 「第6 結論」(訴状14及び15ページ)について	15
第3 原告準備書面(1)に対する認否.....	15
1 「第1 本書面の目的」(原告準備書面(1)1ページ)について	15
2 「第2 本件の争点と最高裁判例」(同ページ)について	15
(1) 「1 本件の争点」(同書面1及び2ページ)について	15
(2) 「2 最高裁判例」(同書面2ないし4ページ)について	15
3 「第3 従来名誉毀損訴訟の観点からの分析」(同書面4ないし7ページ)	

について.....	15
(1) 頭書き（同書面 4 ページ）について.....	15
(2) 「1」（同書面 4 及び 5 ページ）について.....	15
(3) 「2」（同書面 5 及び 6 ページ）について.....	16
(4) 「3」（同書面 6 及び 7 ページ）について.....	17
(5) 「4」（同書面 7 ページ）について.....	18
4 「第 4 予想される被告国の反論」及び「第 5 結論」（同書面 8 及び 9 ページ）について.....	18
第 4 本件の事実経緯等.....	18
1 事件発生から原告を公判請求するまでの経緯について（乙第 1 号証 2 ないし 7 ページ）.....	18
2 公判請求から静岡地裁昭和 43 年 9 月 11 日判決（判例時報 2566 号 34 ページ）確定までの経緯について（乙第 1 号証 8 ないし 17 ページ）.....	25
(1) 第 1 回公判から第 16 回公判までの経緯.....	25
(2) 5 点の衣類の発見及びこれに関する捜査経緯.....	28
(3) 5 点の衣類発見後の公判経緯.....	30
(4) 確定第 1 審判決が確定するまでの経緯.....	34
3 第 2 次再審請求審について.....	34
4 再審判決から本件談話を公表するまでの経緯.....	35
第 5 本件談話は原告が犯人であるとの事実を摘示するものではない上、国賠法上の違法がないこと.....	35
1 本件談話の位置づけ.....	35
2 本件談話は原告が犯人であるとの事実を摘示したものではないこと.....	38
(1) 原告の主張.....	38
(2) 被告の反論.....	39
3 本件談話は、目的の正当性及び相当性等が認められる合理的なものであり、	

国賠法上の違法が認められないこと.....	60
(1) はじめに.....	60
(2) 国賠法における違法性及び名誉毀損の成否に係る判断枠組みについて	60
(3) 公表目的が正当であり (㉗)、公表の必要性 (㉘) が認められること	62
(4) 公表内容が相当であること (㉙)	64
(5) 公表によって予想される利益侵害の内容について (㉚)	65
(6) 公表方法が相当であること (㉛)	67
(7) 小括.....	67
第6 「確定無罪判決尊重義務」をいう原告の主張に理由がないこと	67
1 原告の主張.....	67
2 被告の反論.....	68
第7 結語.....	69

被告は、本書面において、訴状の請求の趣旨に対する答弁をし（後記第1）、訴状の請求の原因及び原告の2025（令和7）年12月16日付け準備書面(1)（以下「原告準備書面(1)」という。）に対して認否をし（後記第2及び第3）、本件の事実経緯等を明らかにした上で（後記第4）、本件において、名誉毀損の事実がないことのほか、国家賠償法（以下「国賠法」という。）上の違法性が認められないことなどを主張するとともに、訴状における原告の主張に対して必要と認める限度で反論する（後記第5及び第6）。

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

なお、仮執行の宣言は相当ではないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
- (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とするこ
と

を求める。

第2 訴状の請求の原因に対する認否

- 1 「第1 事案の概要」（訴状2ページ）について
- (1) 「1」について

ア 第1段落（「原告は、」から始まる段落）について
認める。

イ 第2段落（「被告は、」から始まる段落）について
認める。

なお、検察庁は、「検察官の行う事務を統轄するところ」と規定されてお

り（検察庁法1条1項）、国家行政組織法8条の3にいう「特別の機関」の一つである。

また、検察庁は、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁及び区検察庁とされており（同法1条2項）、最高検察庁は、最高裁判所に対応して置かれたものである（同法2条1項）。

(2) 「2」について

認否の限りでない。

なお、令和6年10月8日に同日付け「検事総長談話」（甲第1号証。以下「本件談話」という。）で示された内容については、検察当局が組織として決定した内容を対外的に説明しているものである。

2 「第2 検事総長談話の公表に至る経緯」（訴状2ないし5ページ）について

(1) 「1 袴田事件」（訴状2ないし4ページ）について

ア 柱書き（「いわゆる袴田事件は、」から始まる段落）について

(7) 第1文（「いわゆる袴田事件は、」から始まる文）について

認める。

なお、静岡県清水市（当時）で発生した住居侵入、強盗殺人、放火被告事件（以下「本件被告事件」という。）は、みその製造販売会社の従業員であった原告（被告人）が、昭和41年6月30日夜、くり小刀を携帯して同会社の専務取締役であったV1方に侵入し、小売りの売上金が保管されていた土間の机又は棚を物色し、家人に発見されるなどしたことを契機に、V1ら一家4名をくり小刀で刺した上、同人ら4名の身体に混合油をまき放火して同人ら4名を殺害し、同会社販売係員らが前日に顧客から集金してV1方に保管されていた売上金在中の布袋3点を持ち去り、同人方を全焼させたか否かが審理された事件である。

(4) 第2文（「その犯人とされ、」から始まる文）について

認める。

(ウ) 第3文(「その経緯は」から始まる文)について

認否の限りでない。

イ 「(1)」(訴状3ページ)について

「村上浩昭裁判長」とあるのを、「村山浩昭裁判長」と解した上で認める。

ウ 「(2)」ないし「(5)」(訴状3及び4ページ)について

認める。

(2) 「2 再審無罪判決」(訴状4ページ)について

認める。

(3) 「3 検事総長談話による控訴断念の公表」(訴状4及び5ページ)について

検察当局が令和6年10月8日に本件談話を最高検察庁のホームページに掲載したこと、本件談話の内容が報道されたことは認め、検事総長個人が本件談話を公表したことについては否認する。

(4) 「4 検察官による控訴権放棄(確定)」(訴状5ページ)について

「控訴権放棄申立書」を「上訴放棄申立書」と解した上で認める。

3 「第3 検事総長談話の違法性」(訴状5ないし12ページ)について

(1) 「1 名誉毀損」(訴状5ないし11ページ)について

ア 柱書き(訴状5ページ)について

争う。

イ 「(1)」(同ページ)について

「検事総長談話」が、「○ 結論」、「○ 令和5年の東京高裁決定を踏まえた対応」、「○ 静岡地裁判決に対する評価」、「○ 控訴の要否」及び「○ 所感と今後の方針」の五つの項目で構成されていること、「○ 結論」に「検察は、袴田巖さんを被告人とする令和6年9月26日付け静岡地方裁判所の判決に対し、控訴しないこととしました。」との記載があることは認める。

ウ 「(2)」(訴状5ないし8ページ)について

(7) 柱書きの第1文（「名誉を棄損するものであるか否かは、」から始まる文）について

最高裁判所昭和31年7月20日第二小法廷判決（民集10巻8号1059ページ）が、原告の引用する判示をしていることは認める。

(4) 柱書きの第2文（「そこで」から始まる文）について

認否の限りでない。

(ウ) 「ア」（訴状5及び6ページ）について

a 第1段落（「談話は、」から始まる段落）について

本件談話の「○ 令和5年の東京高裁決定を踏まえた対応」において、「本件について再審開始を決定した令和5年3月の東京高裁決定には、重大な事実誤認があると考えましたが、憲法違反等刑事訴訟法が定める上告理由が見当たらない以上、特別抗告を行うことは相当ではないと判断しました。」との記載（以下「本件記載②-1」という¹。）があることは認める。

b 第2段落（「再審開始決定は」から始まる段落）について

本件記載②-1が「『4人を殺した犯人は袴田であるとした確定判決は正しいから、再審開始決定は間違いである』と言っていることを意味している」との点は否認し、その余は認める。

c 第3段落（「続けて、」から始まる段落）について

本件談話の「○ 令和5年の東京高裁決定を踏まえた対応」において、「他方、改めて関係証拠を精査した結果、被告人が犯人であることの立証は可能であり、にもかかわらず4名もの尊い命が犠牲となった重大事犯につき、立証活動を行わないことは、検察の責務を放棄する

¹ 「本件記載②-1」は、本件談話の二つ目の項（訴状第3の1(1)（5ページ）の②に対応）である「令和5年の東京高裁決定を踏まえた対応」に記載された文のうち、原告が問題にしている一つ目の記載を意味する。以下同様。

ことになりかねないとの判断の下、静岡地裁における再審公判では、有罪立証を行うこととしました。」との記載（以下「本件記載②－２」という。）があることは認める。

d 第４段落（「これは、『４人を』から始まる段落）について

本件記載②－２が「『４人を殺した犯人は袴田であり、その証拠は十分である』ということの意味している。」との点は否認し、検察官が再審公判において有罪立証したことは認める。

(I) 「イ」（訴状６ページ）について

a 第１段落（「そして、」から始まる段落）について

本件談話の「○ 静岡地裁判決に対する評価」において、「「５点の衣類を１号タンク内で１年以上みそ漬けた場合には、その血痕は赤みを失って黒褐色化するものと認められる。」と断定したことについては大きな疑念を抱かざるを得ません。」との記載（以下「本件記載③－１」という。）及び「「５点の衣類」が捜査機関のねつ造であると断定した上、検察官もそれを承知で関与していたことを示唆していますが、何ら具体的な証拠や根拠が示されていません。それどころか、理由中で判示された事実には、客観的に明らかな時系列や証拠関係とは明白に矛盾する内容も含まれている上、推論の過程には、論理則・経験則に反する部分が多々あり、本判決が「５点の衣類」を捜査機関のねつ造と断じたことには強い不満を抱かざるを得ません。」との記載（以下「本件記載③－２」という。）があることは認め、その余は原告の意見であるから、認否の限りでない。

b 第２段落（「無罪判決を論難することは、」から始まる段落）について

争う。

(オ) 「ウ」（訴状６及び７ページ）について

本件談話の「○ 控訴の要否」において、「このように、本判決は、その理由中に多くの問題を含む到底承服できないものであり、控訴して上級審の判断を仰ぐべき内容であると思われます。」との記載（以下「本件記載④－１」という。）があることは認め、その余は争う。

(カ) 「エ」（訴状７ページ）について

第１段落（「このように」から始まる段落）は否認する。

第２段落（「無罪を言い渡された」から始まる段落）は否認ないし争う。

(キ) 「オ」（同ページ）について

a 第１段落（「ところが、」から始まる段落）について

本件談話の「○ 控訴の要否」において、「しかしながら、再審請求審における司法判断が区々になったことなどにより、袴田さんが、結果として相当な長期間にわたり法的地位が不安定な状況に置かれてきたことにも思いを致し、熟慮を重ねた結果、本判決につき検察が控訴し、その状況が継続することは相当ではないとの判断に至りました。」との記載（以下「本件記載④－２」という。）があることは認める。

b 第２段落（「これは、談話の」から始まる段落）について

「これは、談話の（中略）述べて来たにもかかわらず、」との点は否認し、その余は、原告の意見であるから、認否の限りでない。

c 第３段落（「そのため、この」から始まる段落）について

争う。

(ク) 「カ」（訴状７及び８ページ）について

a 第１段落（「以上のとおり、」から始まる段落）について

争う。

b 第２段落（「そして談話は、」から始まる段落）について

本件談話の「○ 所感と今後の方針」において、「本件の再審請求手続がこのような長期間に及んだことなどにつき、所要の検証を行いた

いと思っております。」との記載があること及び最高検察庁が令和6年12月26日に検証報告書(「清水市会社重役宅一家4名殺害の強盗殺人・放火等事件」について)(乙第1号証)を公表したことは認める。

エ 「(3)」「(訴状8ページ)」について

(7) 第1段落(「ところで、」から始まる段落)及び第2段落(「この法理は、」から始まる段落)について

一般論として認める。

(4) 第3段落(「しかし、検事総長談話は、」から始まる段落)について

本件談話は検察の職務に関連して行われたものであること、一般論として、国家機関に憲法21条の表現の自由が保障されているものではないことは認める。

(5) 第4段落(「このような」から始まる段落)について

原告の意見であるから、認否の限りでない。

オ 「(4)」「(訴状8ないし10ページ)」について

(7) 柱書き(訴状8ページ)について

認否の限りでない。

(4) 「ア 公表内容の真実性について」(訴状8及び9ページ)について

a 第1段落(「検事総長談話は、」から始まる段落)について

「検事総長談話は、『4人を殺した犯人は袴田である』と公言するものである」ことは否認し、その余は争う。

b 第2段落(「しかし、再審公判で」から始まる段落)について

再審公判で無罪判決が言い渡されたこと、検察が控訴を断念したことは認め、本件談話が「『4人を殺した犯人は袴田である』と述べた」とする点は否認し、その余は原告の意見であるから、認否の限りでない。

c 第3段落(「すなわち、」から始まる段落)について

本件談話が『4人を殺した犯人は袴田である』と述べた」とする点は否認し、その余は原告の意見であるから、認否の限りでない。

(ウ) 「イ 公表の必要性について」（訴状9ページ）について

a 第1段落（「検事総長「談話」は、」から始まる段落）について認める。

b 第2段落（「他面、」から始まる段落）について一般論として認める。

c 第3段落（「そして、一般的には」から始まる段落）について原告の意見であるから、認否の限りでない。

d 第4段落（「しかし、それ以上に」から始まる段落）について

本件談話に本件記載③－2及び④－1があることは認め、本件談話が『4人を殺した犯人は袴田である』と付け加えたものであるとの点は否認し、「そのように公表する必要性は認められない。」との点は、「そのように」が「本件記載③－2及び④－1のように」を意味するものと解した上で、争う。

e 第5段落（「その意味で、」から始まる段落）について

原告の意見であるから、認否の限りでない。

なお、後記第4の1ないし4のとおり、本件談話は、本件被告事件が静岡地方裁判所昭和43年9月11日判決（判例時報2566号34ページ。以下「確定審第1審判決」という。）で死刑が確定していた被告人について、再審判決により無罪が言い渡された事件であり、社会的に多くの耳目を集めていたのみならず、再審に係る手続に相当の長期間を要したこと、不控訴の理由に通常の事案と異なる要素もあることなど、特殊な事情があることに鑑み、不控訴の方針について公表するとともに、その理由及び経緯についても対外的に必要な範囲で丁寧に説明したものにすぎない。

(イ) 「ウ 公表することの相当性について」(訴状9及び10ページ)

否認ないし争う。

(オ) 「エ」(訴状10ページ)について

争う。

カ 「(5)」(同ページ)について

訴状第3の1(4)の主張が「常識的な理解であること」は争い、袴田事件弁護団及び原告が指摘する各弁護士会が原告の引用する声明を公表したことは認める。

キ 「(6)」(訴状10及び11ページ)について

(ア) 第1段落(「なお、」から始まる段落)について、

静岡地方検察庁検事正が令和6年11月27日に原告方を訪れて謝罪し、「袴田さんを犯人視することはない」旨述べたことは認め、その余は原告の意見であるから、認否の限りでない。

(イ) 第2段落(「さらに、同年」から始まる段落)

乙第1号証の「第1 はじめに」に原告の引用する記載があることは認める。

(ウ) 第3段落(「これも検事総長」から始まる段落)

本件との関連性が不明であるか、原告の意見であるから、認否の限りでない。

なお、第3文(「しかも「理由中に」で始まる文)で原告が引用している本件談話の当該記載は、正確には、「理由中で判示された事実には(引用者注：下線は被告指定代理人による。)」である。

(エ) 第4段落(「結局、」から始まる段落)について

原告の意見であるから、認否の限りでない。

ク 「(7)」(訴状11ページ)について

争う。

(2) 「2 「確定無罪判決尊重義務」違反」(訴状 1 1 及び 1 2 ページ) について

全体として争う。

4 「第 4 原告の損害」(訴状 1 2 ないし 1 4 ページ) について

甲第 4 号証に原告が引用する記載があることは認め、その余は否認ないし争う。

5 「第 5 謝罪広告」(訴状 1 4 ページ) について

争う。

6 「第 6 結論」(訴状 1 4 及び 1 5 ページ) について

認否の限りでない。

第 3 原告準備書面(1)に対する認否

1 「第 1 本書面の目的」(原告準備書面(1) 1 ページ) について

認否の限りでない。

2 「第 2 本件の争点と最高裁判例」(同書面 1 ないし 4 ページ) について

(1) 「1 本件の争点」(同書面 1 及び 2 ページ) について

原告の意見であるから、認否の限りでない。

(2) 「2 最高裁判例」(同書面 2 ないし 4 ページ) について

最高裁判所平成 9 年 9 月 9 日第三小法廷判決(民集 5 1 卷 8 号 3 8 0 4 ページ) が原告の引用する判示をしていることは認め、その余は原告の意見であるから認否の限りでない。

3 「第 3 従来の名誉毀損訴訟の観点からの分析」(同書面 4 ないし 7 ページ) について

(1) 頭書き(同書面 4 ページ) について

認否の限りでない。

(2) 「1」(同書面 4 及び 5 ページ) について

ア 第1段落（「検事総長談話②の要旨は、」から始まる段落）について

認める。

ただし、原告が引用する本件談話の記載は、正確には、「令和5年3月の東京高裁決定には」（本件記載②－1）、「被告人が犯人であることの立証は可能であり、（中略）再審公判では、有罪立証を行うこととしました。」（本件記載②－2）、「そして、袴田さんが相当な長期間にわたり法的地位が不安定な状況に置かれてきたことにも配意し、迅速な訴訟遂行に努めるとともに、客観性の高い証拠を中心に据え、主張立証を尽くしてまいりました。」（以下「本件記載②－3」という。なお、下線はいずれも被告指定代理人による。）である。

イ 第2段落（「この談話が」から始まる段落）について

認める。

ウ 第3段落（「これに従い」から始まる段落）ないし第5段落（「したがって、」から始まる段落）について

否認ないし争う。

(3) 「2」（同書面5及び6ページ）について

ア 第1段落（「静岡地裁判決」から始まる段落）について

認める。

ただし、本件記載③－1は、正確には、「「5点の衣類を1号タンク内で1年以上みそ漬けた場合には、その血痕は赤みを失って黒褐色化するものと認められる。」と断定したことについては大きな疑念を抱かざるを得ません。」であり、本件記載③－2は、正確には、「「5点の衣類」が捜査機関のねつ造であると断定した上、検察官もそれを承知で関与していたことを示唆していますが、何ら具体的な証拠や根拠が示されていません。それどころか、理由中で判示された事実には、客観的に明らかな時系列や証拠関係とは明白に矛盾する内容も含まれている上、推論の過程には、論理則・

経験則に反する部分が多々あり、本判決が「5点の衣類」を捜査機関のねつ造と断じたことには強い不満を抱かざるを得ません。」である（引用者注：下線はいずれも被告指定代理人による。）。

イ 第2段落（「これは、無罪判決」から始まる段落）について
認める。

ウ 第3段落（「このことは、談話」から始まる段落）について
否認する。

「5点の衣類を1号タンク内で1年以上みそ漬けした場合には、その血痕は赤みを失って黒褐色化するものと認められる。」と断定したことについては大きな疑念を抱かざるを得ません。」は本件記載③－1であり、「本判決が「5点の衣類」を捜査機関のねつ造と断じたことには強い不満を抱かざるを得ません。」は本件記載③－2であり（引用者注：下線はいずれも被告指定代理人による。）、本件記載④（枝番含む）ではない。また、本件記載④－1は、正確には、「このように、本判決は、その理由中に多くの問題を含む到底承服できないものであり、控訴して上級審の判断を仰ぐべき内容であると思われます。」である（引用者注：下線はいずれも被告指定人による。）。

エ 第4段落（「これら③から④の」から始まる段落）について
原告の意見であるから、認否の限りでない。

オ 第5段落（「しかし、これら③」から始まる段落）及び第6段落（「したがって、③から」から始まる段落）について
否認ないし争う。

(4) 「3」（同書面6及び7ページ）について

ア 第1段落（「そして、それに」から始まる段落）について
認める。

イ 第2段落（「しかし、これは」から始まる段落）ないし第9段落（「そし

て、「真実性」は」から始まる段落について

否認ないし争う。

(5) 「4」(同書面7ページ)について

否認ないし争う。

4 「第4 予想される被告国の反論」及び「第5 結論」(同書面8及び9ページ)について

否認ないし争う。

第4 本件の事実経緯等

1 事件発生から原告を公判請求するまでの経緯について(乙第1号証2ないし7ページ)

(1) 昭和41年6月30日午前1時50分頃、静岡県清水市横砂(当時)に所在するV1方家屋の火災に近隣住民が気付き、消防団員及び消防署による消火活動が行われた後、同家屋から、住人であるV1(当時41歳)、V2(当時39歳、V1の妻)、V3(当時17歳、V1及びV2の二女)及びV4(当時14歳、V1及びV2の長男)の4名の死体が発見された。いずれの死体にも刃物による刺創等が複数存在した上、ガソリン臭がしたことから、殺人及び放火の事件性が認められ(以下、この事件を「本件刑事事件」といい、本件刑事事件における放火を「本件放火」という。)、捜査が開始された。

(2) 昭和41年6月30日、事件発生を受けて臨場した警察官は、V1方中庭に一部焼損した雨合羽が遺留され、その右ポケットに刃物のさやが在中していること、V1方の南側裏口を出た直近にV1が実質的に経営していたみその製造・販売等を目的とする商店(以下「本件会社」という。)の売上金等が入った布袋1点が遺留されていること、被害者らの死体に多数の刺創等が存在する上、それぞれの死体又はその周辺からガソリン臭がしていることを認めた。

警察官は、同日、雨合羽や被害者らの死体の実況見分を行った後、午後0時からV1方の検証を実施した。検証は、同年7月2日午後9時まで3日間にわたり行われたが、同年6月30日の検証中、V1方と、本件会社が運営する第1工場（以下「本件工場」という。なお、本件工場は、V1方と国鉄（当時）東海道線の線路を挟んで南方30m余りに位置する。）の間の経路上に位置する東海道線の線路脇からも、前記布袋とは別に本件会社の売上金等が入った布袋1点が発見された。また、V1方の北側廊下に置かれていた夜具入れの中に甚吉袋がしまわれ、その中にも本件会社の売上金等が入った布袋6点があり、そのうちの1点及びV1方裏口直近に遺留されていた布袋からは、血液型不明の人血が検出された。また、甚吉袋には元々9点の布袋が在中していたはずであったところ、V1方の裏口直近や線路脇に遺留されていた布袋を甚吉袋内にしまわれていた布袋6点に加えても、売上金等が入った布袋1点が所在不明となっていた。

また、V1方の検証において、V1方土間の机又は棚に保管されていたはずのがま口財布がV1方内の裏口近くで焼けた状態で発見され、その周辺に合計1405円の現金が遺留されているのが発見された。

従業員らに対する取調べ等から、販売係の従業員らが集金した売上金等については各従業員ごとに布袋に保管され、業務終了後にV1がこれらの布袋を甚吉袋に入れた状態で自宅に持ち帰り、翌朝に事務所に戻していたこと、本件会社では月末に多額の集金がなされていたことが判明した。

- (3) 被害者らの死体は、昭和41年6月30日に2名の医師によって司法解剖がされ、V1の死体に15か所、V3の死体に9か所、V4の死体に10か所、V2の死体に6か所の刺創等が確認された。

同年7月2日、V1方の検証中、V1方仏壇の間において、搬出される前のV3の死体があった場所近くから、炭化物に埋もれたくり小刀（以下「本件くり小刀」という。）が発見された。なお、柄は付いておらず、焼失した可

能性が考えられた。また、本件くり小刀は先端が折損しており、残存している刃渡りは約12.1cm、刃幅は最大2.2cmであった。

本件くり小刀の刻印を基に捜査した結果、本件くり小刀は岐阜県関市の卸商から小売店に納品されたものであること、静岡県内には沼津市のS1刃物店等3店舗に納品された可能性があることが判明した。また、本件くり小刀は、雨合羽の右ポケットから発見されたさやと完全に符合することが認められ、司法解剖の結果、被害者らの刺創等の形状は、本件くり小刀で形成されたものとして整合すると考えられた。

雨合羽に記された使用者の名前等から、雨合羽は、同年5月に本件会社から販売係員である従業員F1に支給されたものであることが判明し、F1を取り調べたところ、F1は、同年6月28日に雨合羽を使用し、同日午後3時30分頃に本件工場の更衣室に置き、その後放置していた旨供述した。雨合羽は同年7月5日に鑑定に付され、2か所から血液型不明の人血が検出された。

(4) 本件放火にガソリン類が使用されていたことから、警察官は、昭和41年7月3日、従業員F2を立会人として、本件工場等に保管されていたガソリン類の残量を捜査した。その結果、本件会社は、同年6月23日にモーターボート用の燃料として18リットルの混合油（ガソリンと潤滑油の混合油）の入った石油缶2缶を購入していたところ、うち1缶には本来満杯の混合油が残っているはずであったが、約6リットル（後に正確に計量した結果、約5.6リットル）減少しており、その費消先が不明であること、事件発生直後の同月30日午後1時頃には、既に同程度減っているのを従業員が目撃していたことが判明した。

(5) 警察官が従業員らに対する聞き込み捜査を行っていた中で、事件当夜本件工場2階の寮に寝泊まりしていた原告が、左手中指に創傷を負っていることが判明し、原告に対する容疑が浮上した。また、寮には十畳間と八畳間があ

り、それぞれ従業員が2人ずつ住んでいたが、事件当夜、原告と相部屋だった従業員1名が外泊していて十畳間には原告が一人で居たことが判明した。

昭和41年7月4日、警察官は本件工場の捜索を行い、2階の寮において、原告のパジャマの上衣右袖にかぎ裂きがあり、上衣左前面のポケット下付近に、血痕か否か判然としない僅かの痕跡を認め、原告からパジャマ上下の任意提出を受けた。また、原告が着用していた作業着の右袖上部に血痕様のものの付着が認められ、警察官は、同作業着を差し押さえた。さらに、警察官は、本件工場の表側の排水溝から血痕様のものが付着した本件会社の手拭いを発見し、これを差し押さえた。同排水溝は、本件工場敷地内から表側の排水溝につながっていた。

これらの押収物の鑑定の結果、パジャマの上衣の左ポケット部からAB型の人血、同上衣腹部から血液型不明の人血、パジャマのズボンの左腰やや後ろ側から血液型不明の人血、同ズボンの右膝付近からA型の人血が検出された。なお、V1の血液型はA型であり、V4の血液型はAB型、原告の血液型はB型であった。また、パジャマの上衣の右肩やや下方に約5.5cm×3cmのかぎ裂きがあり、肉眼では血液の付着は認められないがルミノール検査で陽性反応が認められた。原告の作業着には腹部付近に血液型不明又はB型らしい人血が検出され、右肩やや下方に内側から付着したB型の人血が検出された。手拭いには、中央部に長さ約35cm、幅最大約8cmの帯状の汚斑と、これに対してほぼ直角に長さ約25cm、幅最大約10cmの帯状の汚斑が付着しており、これらの汚斑は薄い赤黄色で、汚斑部からAB型の人血とAB型らしい人血が検出された。ただし、当時の鑑定では、A型の人血とB型の人血が混在している場合にもAB型との鑑定結果になった。また、O型の人血が他の血液型の人血と混在すると、O型の検出は不可能であった。

(6) 昭和41年7月4日、原告が清水市内の医院で診察を受けた際、原告の左

手中指に長さ約1 cm、幅約4 mm、水平に走り、創縁が鋭く、肉芽組織が隆起した切創があると診断されたほか、同医院医師が原告に他のけがも見せるように申し向けたところ、原告の手足に新しくできた複数の擦過創等があるのを認めた。

同日、警察官は、興津派出所において原告の取調べを実施して、主に原告の事件当夜の行動について録取した供述調書1通を作成した。この時、原告の右腕付け根に小指の頭くらいの切り傷があることが同供述調書に録取されているが、原告は、同創傷を同医師には見せていなかった。

(7) 昭和41年7月23日、警察官は、本件工場の実況見分を実施した。その結果、本件工場内の風呂場壁面の4か所に血痕様のものが確認された。また、本件工場の正面出入口に設けられたくぐり戸のなすかん（外からくぐり戸を開く際になすかんを引っ張る仕組みとなっていた。）にルミノール検査の陽性反応が認められた。さらに、本件工場の2階事務所の階段下に至る通路西側板壁にも、ルミノール検査のかすかな陽性反応が認められ、警察官が同所から試料を採取した。

同月25日から同年8月1日まで、本件工場から採取した血痕様の試料の鑑定が行われ、風呂場壁面の4か所のうち、1か所にはA型の人血が、もう1か所には血液型不明の人血が付着していることが確認された。また、本件工場の2階事務所の階段下に至る通路西側板壁から採取した試料からも血液型不明の人血が検出された。くぐり戸のなすかんから採取した試料については、人血であることの確認が取れなかった。

同月11日、警察官が、従業員F2から任意提出を受けた石油缶にルミノール検査を実施したところ、4か所に陽性反応が認められ、同所から採取した試料を鑑定したところ、2か所の試料から血液型不明の人血が検出された。

さらに、同月16日、静岡県警察本部刑事部鑑識課法医理化学研究室（以下「法医理化学研究室」という。）のT1技師（本件において血液鑑定を担当

していた技師)が自ら前記石油缶にルミノール検査を実施し、6か所に陽性反応を認め、試料を採取した。これらの試料を鑑定したところ、1か所の試料から血液型不明の人血が検出された。

(8) 法医理化学研究室は、昭和41年6月30日から同年8月6日にかけて、4回にわたり、油質に関する鑑定を囑託された。

鑑定試料は、大別すると、

- ① V1方から押収した資料として、
a V2の死体の下に敷かれていた毛布2点並びにV1の死体近くに遺留されていたダンボール紙片及び男子用パンツ、
b 被害者らの死体に付着していた焼け残りの衣類、
c V1方から押収された4リットル缶内の油
- ② 本件工場から押収した資料として、
a 原告のパジャマ上下、
b 原告の作業着及びc 本件工場の表側の排水溝から押収した手拭い
- ③ ガソリンスタンド等からサンプルとして入手したガソリン類
- ④ 従業員F2から任意提出を受けた、本件工場等に保管されていた石油缶内の混合油

である。鑑定結果については、T2鑑定監ほか1名作成の同年10月20日付け鑑定書(以下「T2鑑定書」という。)にまとめられた。

T2鑑定書には、①-aの各資料に油質の付着が認められ、これは出光石油系赤アポロガソリンと同系アポロバイク用潤滑油との混合油と認められること、①-bの各資料及び②-aの作業着及び②-bの手拭いには、出光石油系赤アポロガソリンと同系アポロバイク用潤滑油との混合油の付着が推定されること、①-aの各資料に付着する混合油は、④の石油缶内の混合油と同種と認めるのが妥当であること、①-bの各資料及び②-aの作業着及び②-bの手拭いには油質の付着が認められなかったとされた。

(9) 警察官は、現場検証や証拠物の収集、従業員の取調べ等を行ったほか、近隣住民や被害者らの関係者等にも幅広く聞き込み捜査を行い、原告の経歴や交友関係等も調べた。

警察官は、以上の捜査を踏まえ、

- ① V1方中庭に遺留されていた雨合羽が、本件工場に置かれていたはずの従業員のものであって、そのポケットに本件の凶器と認められる本件くり小刀のさやが入っていたこと
- ② 本件放火にはガソリン類が使用されたと認められるところ、事件の1週間前に本件工場に配達された石油缶から約5.6リットルの混合油がなくなっていたこと
- ③ 事件前日にV1が自宅に持ち帰っていた本件会社の売上金の一部が奪われており、犯人がV1方の事情に詳しい人物であると推測されたこと
- ④ 本件工場の表側の排水溝からAB型の人血が付着した手拭いが発見され、本件工場の風呂場壁面等複数の箇所からA型の人血や血液型不明の人血が検出されたこと
- ⑤ 原告のパジャマ上下からA型及びAB型の人血が検出されたこと
- ⑥ 原告が右肩付近及び左手指等を負傷しており、特に左手指の負傷は鋭利な刃物などで形成されたものと認められたこと
- ⑦ 昭和41年8月17日時点で原告のパジャマに付着した油質に関する鑑定は継続中であつたが、少なくともオイルの付着が確認されたこと
- ⑧ 事件当夜原告はV1方近くに位置する本件工場の寮の十畳間に一人で居たこと
- ⑨ 本件工場従業員や消防団員等を取り調べた結果、火災発生当初の頃、原告の姿を目撃したとする供述がなかったこと

から、同月18日に原告を本件刑事事件の被疑者として逮捕した。

(10) 警察官は、原告の逮捕後の取調べにおいて、①原告のパジャマに他人の

血液や油が付着していたこと、②原告が左手中指に切創と思われる創傷を負っていたこと、③火災発覚直後、従業員等から原告を目撃した供述が得られず、昭和41年7月4日の原告の供述と整合しないことの3点に着目して取調べを行った。検察官も、おおむね同様の点に着目し、原告の取調べを行った。

原告は、犯行を否認していたが、同年9月6日の警察官の取調べに至って、犯行を自白した。

警察官及び検察官は、起訴後も同年10月まで原告の取調べを続けて複数の自白調書を作成した。

(11) 検察官は、昭和41年9月9日、原告を住居侵入・強盗殺人・放火の罪により、静岡地方裁判所（以下「静岡地裁」という。）に公判請求した。

2 公判請求から静岡地裁昭和43年9月11日判決（判例時報2566号34ページ）確定までの経緯について（乙第1号証8ないし17ページ）

(1) 第1回公判から第16回公判までの経緯

ア 検察官は、第1回公判が開かれる直前の昭和41年11月11日頃、弁護人から、原告が公判で犯行を否認する旨を聞いた。

イ 検察官は、昭和41年11月15日の第1回公判において冒頭陳述を行い、原告の犯人性を立証する事実関係として、

- 犯人は本件工場から雨合羽を持ち出したと認められること
- 犯人は本件工場の混合油を本件放火の手段として使用したと認められること
- V1方裏口前に現金等の入った布袋が発見されており、V1方裏口と本件工場との往来は短時間でできること
- 本件工場から、血痕の付着したパジャマや作業着が発見押収されたこと
- 混合油の入った石油缶からも血痕が検出されたこと

- 本件工場の排水溝から血痕の付着した手拭いが発見されたこと
- 本件工場の風呂場等の壁面から血痕が検出されたこと
- これらの血痕の血液型は、判明している限り、V 1 の A 型又は V 4 の A B 型と一致すること

などを指摘し、犯人は本件工場内部の事情に明るく、かつ犯行前後に本件工場を出入りしたものであると推定されることを主張した。その上で、検察官は、

- 前記パジャマ及び作業着は原告のものであること
- 同パジャマの両袖及びズボンの両裾にガソリンとオイルを混合した混合油が付着しており、この混合油の成分及び添加物が被害者の着衣や毛布等に付着していた混合油と同一であること
- 原告は事件直後に左手中指にけがをしていたこと
- 原告は事件当夜本件工場の寮の部屋に一人で寝ていたものでアリバイがないこと

などを主張した。

さらに、検察官は、原告の自白を裏付ける事実として、

- 犯行後に原告が使用した紙幣にみそのしみと思われるしみが薄く付いていたこと
- 原告は被害金の一部である 2 万 5 0 0 0 円を費消した状況を供述しているところ、その一部について裏付けが取れ、収支も整合すること
- F 3 が原告から被害金の一部の 5 万円を受け取ったと認められること
- 原告は V 1 方の机の引き出しを本件くり小刀でこじ開けた旨供述するところ、引き出しに刃物によるものと認められる傷があったこと
- 原告は、V 1 方流し台横のガラス戸が 1 枚壊れていたと供述しているところ、その事実があったこと

- 原告はV1方の裏口から逃走した状況を供述しているところ、火災発生当時の裏口の状況が原告の供述と符合すること
- 原告は犯行後すぐには消火活動に加わずしばらく隠れていた旨供述するところ、従業員らの供述もこれに符合すること
- 原告はV1に足を蹴られた旨供述するところ、原告の右足脛に傷痕があること
- 原告は沼津市の刃物店で本件くり小刀を購入した旨供述しているところ、同店店員は原告の顔を見て「見覚えがある。今年の3月か4月頃私の店に来て品物を買って行った客だと思う。」旨供述しており、原告が供述する同店までの道順や店内の構え等もほぼ事実と一致していること
- 原告に動機があることを主張した。

ウ 第1回公判以降、昭和42年9月5日まで合計16回の公判が開かれ、おおむね検察官の主張に沿って、予定したとおりの立証が行われた。後記(2)のとおり5点の衣類が発見された同年8月31日時点では、検察官がS2郵便局で発見された封書に関する筆跡鑑定に関する立証を行っている段階にあり、それまでの主張・立証経過からすると、この点の立証が終われば、その後は、弁護側が立証を行い、さらに、検察官が原告の自白調書に関する立証を行って、証拠調べを終える予定であったと考えられる。

弁護人は、弁護側の立証として、期日間である同月28日、①パジャマ等に付着しているとされた油脂類の種類及び異同に関する鑑定、②パジャマ等の血痕付着の有無等に関する鑑定、③S2郵便局で発見された封書等の筆跡に関する鑑定、④原告が事件後に使用したとされる紙幣にみそが付着しているか否かに関する鑑定を申請し、さらに、同年9月5日の第16回公判において、⑤本件工場の風呂場の血痕が人血であるか等に関する鑑定、⑥S2郵便局で発見された紙幣2枚に記載された「イワオ」の文字に

関する筆跡鑑定を申請した。裁判所は、同公判において、③及び⑥の筆跡鑑定を申請を採用し、②及び⑤の血液鑑定の申請を却下し、①及び④の鑑定申請については採否の判断を留保した。

(2) 5点の衣類の発見及びこれに関する捜査経緯

ア 昭和42年8月31日午後3時40分頃、従業員F5が本件工場の1号タンクからみその取り出し作業を行っていたところ、1号タンクの底部から麻袋を発見し、その中に多量の血痕が付着した、ネズミ色スポーツシャツ、鉄紺色ズボン、白半袖シャツ、白ステテコ及び緑色パンツの5点（以下、これら5点の衣類を併せて「5点の衣類」という。）が入っているのを発見した。F5は直ちに総務課長である従業員F6に報告し、同日午後3時45分頃、同人が清水警察署に通報した。通報に基づき本件工場に臨場したK1警部補らは、同日午後4時35分から午後6時20分まで、1号タンク及びその付近並びに5点の衣類及び麻袋等の実況見分を行った。鉄紺色ズボンのポケットには、テープ式の絆創膏1個及びマッチ1箱が在中していた。

1号タンクは、縦2.29m、横2.03m、深さ1.65mの半地下のコンクリート製タンクであり、K1警部補の実況見分において、F5は、5点の衣類が入った麻袋は、通路から見て左奥隅の、底部から高さ3.5cmの位置で発見されたと指示説明した。従業員の取調べや本件工場の帳簿から、事件発生当時、1号タンクには少量の返品みそが入っただけであったが、事件後の昭和41年7月20日に4トン376kgのみそが仕込まれ、同年8月3日に追加で3トン850kgのみそが仕込まれたこと、その後1号タンクは約1年間蓋をして重石が載せられ、みその醸造が行われていたこと、昭和42年7月25日にみその取り出しが開始され、同年8月16日からF5が、当時8分目まで残っていたみそを本格的に取り出し、同月31日に1号タンクの左奥隅の底部から前記のとおり5点の

衣類が入った麻袋を発見したことが判明した。

また、K 1 警部補の実況見分によれば、発見された5点の衣類のうち、ネズミ色スポーツシャツの右袖上部に3mm×3mmの不整型の損傷があり、白半袖シャツの右袖上部には直径2.5mmと直径3.0mmの丸形の穴があり、2つの穴同士の距離は約1.0cmであったことが認められる。

イ 昭和42年9月1日、法医理化学研究室に5点の衣類、麻袋、絆創膏及びマッチの血液鑑定が囑託され、同鑑定を担当したT5鑑定監は、白ステテコにA型の人血が付着していること、白半袖シャツの右袖上部の2個の穴の周囲に内側からB型の人血が付着していること、白半袖シャツのその他の部位にA型の人血が付着していること、ネズミ色スポーツシャツの右袖にAB型の人血が付着し、それ以外の部位にA型の人血が付着していること、鉄紺色ズボンにA型の人血が付着していること、緑色パンツにB型及びA型の人血が付着していることなどを鑑定し、同月20日付け鑑定書（以下「T5鑑定書」という。）を作成した。

ウ 他方、警察官は、従業員ら及びC2（原告の妻であり、昭和40年3月頃から別居していた。）を取り調べ、5点の衣類が原告のものであるか否かを捜査した。その結果、複数の従業員から、原告が事件前にネズミ色スポーツシャツや緑色パンツを着用していた旨の供述が得られ、特に緑色パンツについては、本件工場で原告一人が着用していたことを多くの従業員が供述した。また、原告が事件前に黒っぽいズボン、白いステテコ及び白い半袖シャツを着用していたことなどの供述も得られた。

警察官は、5点の衣類の販売先や製造元の解明捜査も行い、鉄紺色ズボンについては、鉄紺色ズボンの布片に記載された通産省承認表示者番号を基に、卸会社が名古屋市のS3株式会社であることを把握し、昭和42年9月4日から同月5日にかけて、同会社や、同会社の縫製の発注先である

S 4縫製に対する捜査も行った。また、鉄紺色ズボンの販売店の解明に努め、昭和39年12月21日、同月31日又は昭和40年9月10日のいずれかの日にS 3株式会社から静岡県富士市にあるS 5洋服店に卸され、同店の本店又は支店で販売されていたことが判明した。原告は、昭和36年から昭和37年にかけてS 5洋服店の本店及び支店のいずれからも近い場所に居住していたものであり、富士市内に土地勘があったと考えられた。

昭和42年9月12日、警察官は、原告の実家を検索したが、その際、原告の母C 3から、同人が地元の衣料品店S 6店で緑色パンツと白色パンツ各1点を購入し、原告にあげたことがある旨の供述を得、これに基づき、S 6店及びその仕入先等を検査した。その結果、S 6店は、S 7有限会社の製品であるパンツ「ムーンライト」を卸会社から仕入れて販売していたこと、1号タンクから発見された緑色パンツも「ムーンライト」である可能性が高いことが判明した。

さらに、前述の原告の実家に対する捜索において、K 2警部補が、整理ダンスの引き出しからズボンの共布を発見したとして捜索の立会人であるC 3に示し、K 3警部がC 3から共布の任意提出を受けた。K 2警部補は、共布を示されたC 3が、「これは巖のもので、巖が〇〇味噌（引用者注：本件会社の通称名）の葬式の時使ったものではないかね。」旨供述したことから、同年9月12日付け証拠品発見報告に当該発言を記載した。警察は、鉄紺色ズボンの縫製業者及び販売店店員の取調べ等により、生地の同一性や縫製の仕方から、原告の実家から押収した共布が鉄紺色ズボンのものである可能性が高いことを確認した。

(3) 5点の衣類発見後の公判経緯

ア 昭和42年9月5日の第16回公判において、5点の衣類に関する打合せが行われた記録は見当たらない。

同公判が開かれた時点で、次回公判期日が同年9月22日、次々回公判

期日が同年10月27日と指定されていたが（同年7月20日の第14回公判において指定済みであった。）、裁判所は、更に追加して同年11月17日及び同年12月8日を公判期日に指定した。

イ 昭和42年9月11日、検察官が、裁判所に対し、5点の衣類、麻袋及び絆創膏の取調べ、5点の衣類を発見した従業員F5及び同人から報告を受けた従業員F6並びに実況見分を行ったK1警部補の各証人尋問、本件工場の検証を請求した。

裁判所は、期日間の同月12日に、翌13日を公判期日に指定し、同日、第17回公判が開かれ、検察官が、犯行着衣を原告のパジャマから5点の衣類に変更する旨冒頭陳述を訂正した。引き続き、5点の衣類等が取り調べられるとともに、5点の衣類に関する被告人質問、従業員F5及び同F6の証人尋問が実施され、同日午後4時30分から午後5時まで、裁判所による1号タンクの検証も実施された。

検察官は、前述のとおり原告の実家から共布が発見されたことを受け、同月17日、C3の取調べを行い、共布は昭和41年9月末頃に本件工場から送られてきた原告の荷物の中に入っていたもので、C3が共布を喪章と勘違いして整理ダンスに保管していた旨の供述を得て、昭和42年9月17日付けの供述調書1通を作成した。

検察官は、期日間である同月18日、裁判所に対し、本件工場の従業員7名、C2、C3、原告の元交際相手、原告が利用していたクリーニング店店員の証人尋問、5点の衣類に関する血液型鑑定の鑑定書（ただし、この時点ではT5鑑定書は未完成と思われ、完成を見込んで請求したものと考えられる。）及び共布の取調べを請求するとともに、共布と鉄紺色ズボンのそれぞれの生地及び染色の同一性並びに一致する切断面の有無に関する鑑定、5点の衣類に混合油が付着しているか否か及びその種類に関する鑑定を請求した。

同月22日に第18回公判が開かれ、検察官請求に係る従業員等の証人尋問が行われ、共布が取り調べられた。裁判所は、検察官及び弁護人からの鑑定請求を踏まえ、①原告の実家から押収された共布と鉄紺色ズボンとの関係性に関する鑑定、②5点の衣類及び原告のパジャマ等の混合油付着の有無等に関する鑑定、③5点の衣類の付着血痕に関する鑑定を行う旨決定し、同月25日の第19回公判において、いずれも警察庁科学警察研究所に所属するT6技官（①について）、T7技官（②について）及びT8技官（③について）を鑑定人に指名した。また、裁判所は、原告が事件後に使用したとされる紙幣へのみそ付着の有無に関する鑑定について、同じく警察庁科学警察研究所に所属するT9技官を鑑定人に指名し、筆跡鑑定について、元警察庁刑事局鑑識課課長補佐T10を鑑定人に指名した。なお、その後に明らかとなったこれらの鑑定の結果は、いずれも検察官の主張におおむね沿うものとなり、昭和43年1月19日の第23回公判において各鑑定書が取り調べられた。

昭和42年10月27日の第20回公判において、T5鑑定監の証人尋問が行われた後、同公判でT5鑑定書が取り調べられた。また、昭和41年7月4日の捜索時に1号タンクから5点の衣類が発見されなかった原因に関し、第20回公判で捜索責任者のK4警部の証人尋問が行われ、本件会社からの要請によりみそ内は捜索しないこととし、1号タンク内部を詳細に捜索しなかったことが証言された。昭和43年3月21日の第27回公判では、本件会社の製造課長である従業員の証人尋問が実施され、同人も、K4警部にみそ内の捜索をしないように強く要請した旨証言した。

ウ 弁護人は、期日間の昭和42年11月8日に、1号タンクから発見された5点の衣類は原告のものではないことを立証趣旨として、白ステテコ及び薄緑色パンツの取調べを請求するとともに、これらの衣類を保管していた事情等を立証趣旨として、C3及びC4（原告の兄）の証人尋問を請求

し、同月17日の第21回公判において、冒頭陳述を行い、5点の衣類が原告のものではない旨主張した。また、同公判で、弁護人が取調べ請求した白ステテコ及び薄緑色パンツが取り調べられ、C3及びC4の証人尋問が行われた。C4は、弁護人が証拠として提出した薄緑色パンツが昭和41年9月末頃に実家に送られてきた原告の荷物の中に入っていたもので、C4が自宅に保管していたものである旨証言した。

その後、検察官の請求に基づき、5点の衣類に関する販売店店員やS7有限会社従業員の証人尋問が行われた。これらの証言によると、S6店が販売していた緑色パンツは「ムーンライト」に限られるところ、1号タンクから発見された緑色パンツは「ムーンライト」である可能性が極めて高いのに対し、弁護人が提出した薄緑色パンツは「ムーンライト」ではないとされた。

また、C3に対しては、昭和43年2月15日の第24回公判において、再度、検察官からの反対尋問を中心とした証人尋問が実施された。C3は、昭和42年9月12日の捜索時に初めて警察官から共布を示されたものであり、それまで共布を見た覚えがないとして、C3の検察官に対する同年9月17日付けの供述調書の内容と相反する証言を行った。そこで、検察官は、昭和43年3月8日の第26回公判において、C3の前記供述調書を刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）321条1項2号に基づき取調べ請求し、同日、裁判所に採用されて取り調べられた。

エ 昭和43年5月9日の第29回公判において、検察官の論告が実施されたが、同じ期日に、弁護人が請求した下着類の卸業者の元従業員C5の証人尋問が実施され、同人は、同卸業者がS6店に下着類を納品していたもので、弁護人が提出した薄緑色パンツをS6店に納品した可能性がある旨証言した。その他同期日には、K3警部らの証人尋問も実施された。

その後、同月23日の第30回公判において弁護人による弁論等が行わ

れて結審した。

オ 静岡地裁は、昭和43年9月11日、原告に対し、有罪判決（確定審第1審判決）を宣告した。

(4) 確定審第1審判決が確定するまでの経緯

原告は、確定審第1審判決に対して控訴したが、東京高等裁判所（以下「東京高裁」という。）は、昭和51年5月18日、控訴棄却の判決を宣告した。

原告は、同判決に対して上告したが、最高裁判所は、昭和55年11月19日、上告棄却の判決を宣告し、同年12月10日、確定審第1審判決が確定した。

3 第2次再審請求審について

原告の実姉は、平成20年4月25日、第2次再審請求を行ったところ、静岡地裁は、平成26年3月27日、再審を開始する決定（静岡地裁平成26年3月27日決定・判例時報2566号154ページ。以下「第2次再審請求審第1審決定」という。）をするとともに、原告に対する死刑及び拘置の執行停止を決定し、原告は釈放された。

その後、検察官は、同月31日、即時抗告を申し立てたところ、東京高裁は、平成30年6月11日、第2次再審請求審第1審決定を取り消し、再審請求を棄却する決定をした（東京高裁平成30年6月11日決定・東京高等裁判所判決時報刑事69巻45ページ。以下「第2次再審請求審即時抗告審決定」という。）。

同決定に対し、弁護人が、同月18日、特別抗告を申し立てたところ、最高裁判所は、令和2年12月22日、第2次再審請求審即時抗告審決定を取り消し、東京高裁に差し戻す決定をした（最高裁令和2年12月22日第三小法廷決定・集刑328号67ページ。以下「第2次再審請求審特別抗告審決定」という。）。

東京高裁は、令和5年3月13日、第2次再審請求審第1審決定に対する検

察官の即時抗告を棄却する決定をし（東京高裁令和5年3月13日決定・判例時報2566号239ページ。以下「第2次再審請求審差戻抗告審決定」という。）、これに対して検察官は特別抗告を申し立てず、再審が開始されることになった。

4 再審判決から本件談話を公表するまでの経緯

再審公判は、令和5年10月27日から令和6年5月22日まで15回の公判期日を経て結審し、静岡地裁は、同年9月26日、原告を無罪とする判決を言い渡した（静岡地裁令和6年9月26日判決・判例時報2637号5ページ。以下「再審判決」という。）。

検察当局は、同年10月8日、本件談話を発表した。

検察官は、同月9日、上訴権を放棄し、再審判決が確定した。

第5 本件談話は原告が犯人であるとの事実を摘示するものではない上、国賠法上の違法がないこと

1 本件談話の位置づけ

(1) 検察庁法は、同法4条において、「検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。」と、また、同法6条1項において、「検察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。」とそれぞれ規定している。

これらに規定する検察事務を行う権限、すなわち検察権は、国家刑罰権の適正な実現等の国家目的を追求して行使されるものであって、行政権の一部をなすものである（伊藤栄樹著・新版検察庁法逐条解説10及び35ページ等。国家行政組織法8条の3、法務省設置法14条）。そのため、検察は、国

民主権の理念にのっとり、検察が行う諸活動、取り分け検察権の行使に関わるものについて、その遂行状況を国民に適切に説明する責務を負い、国民の的確な認識と評価の下で検察事務を遂行することが求められている。加えて、検察庁法14条1項ただし書は、検察権が行政権に属することによる法務大臣の責任と、検察権の独立性確保の要請という二つの調和を図る観点から、法務大臣は、「個々の事件の取調又は処分については、検事総長のみを指揮することができる。」と規定し、検察事務に関する法務大臣の指揮権の行使に制限を加えているところ（伊藤著・前掲逐条解説87ページ）、このような特殊性を踏まえれば、行政機関としての国民への説明責任を検察が自ら果たすべき要請は、なおのこと強いものと考えられる。

また、検察の活動、取り分け検察権行使については、その性質上、単に国民の理解を得るにとどまらず、国民の信頼という基盤に支えられ続けなければ、その遂行に大きな支障が生じかねない。例えば、我が国では任意捜査が原則とされ（刑訴法197条1項）、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するという刑訴法の目的（同法1条）を達成するためには、犯罪被害者等を始めとする関係者の捜査への協力が必要不可欠である上、円滑かつ迅速な公判手続の進行のためにも、犯罪被害者等を始めとする関係者や国民の中から選任される裁判員・検察審査員の協力は欠かすことができない。

以上のように、検察は、検察の責務の遂行という行政目的のために、その活動について、社会に無用の誤解を与えず、国民に正しく理解してもらい、検察の活動全般が国民の信頼という基盤に支えられ続けるようにするため、個別の事案に応じて、刑訴法47条により許容される必要かつ相当な範囲で、適時、必要な対外説明（広報活動）を行っているのであって、検察によるこ

のような対外説明は、検察の本来的な責務に由来するものである²。

- (2) 本件被告事件は、確定審第1審判決で死刑が確定していた原告について再審判決により無罪が言い渡された事件であった上、確定審第1審判決確定後、極めて長期間にわたって原告の法的地位が不安定な状態に置かれた点で他に類を見ない事案であったため、社会的に多くの耳目を集めていた。また、再審判決が言い渡された後は、同判決について控訴をするか否かの検察官の判断は国民から注視されており、その判断の理由を含め、社会に無用の誤解を与えず、検察が適切にその職務を果たしていることを国民に正しく理解してもらうため、説明をすべき公益上の必要性が高く、検察官の判断に関して情報公開をすることが国民の信頼を得る観点から重要であると認められた。

そして、前記(1)のとおり、公訴権を独占する検察は、裁判所に法の正当な適用を請求する責務があり、判決の内容が是正すべきものである場合は、上訴して是正することが求められていることとの関係上、検察が再審判決をどのような内容のものと考えたのかを説明すること、その上で、是正すべき内容を含む判決であると考えたにもかかわらず、なお公益の代表者として控訴をしないという判断を選択した理由や、原告の法的地位が不安定な状況を解消することを考慮しつつも控訴・不控訴の判断に時間を要した理由を説明することのいずれもが、社会に無用の誤解を与えず、検察の活動を国民に正しく理解してもらうためには必要であった。また、検察が必要な説明をしなければ、再審判決が判示した捜査機関による5点の衣類のねつ造なども検察当局が認めたとの誤解を国民に抱かせるおそれもあったのであり、そのような不都合を避ける必要もあった。

以上のとおり、検察官は、本件刑事事件において、法と証拠に基づき原告を起訴し、再審公判まで一貫して有罪立証を行ってきたのであるから、控訴

² 検察庁には、組織上も「検察広報官」という広報を前提とした専門職が設置されている（検察庁事務章程16条の2）

をするか否かの検察官の判断について国民が注視する中で、検察官がこれまで行ってきた有罪立証を断念し、控訴しないとの判断をした場合、このような判断に至った経緯や理由について一定の対外説明を検察当局が行うことは、国民の信頼を得る観点から重要であり、検察がその本来的な責務を果たすことにほかならない。

また、具体的な説明の内容やその程度についても、検察は、再審判決の結論を批判したものではなく、検察が不控訴の結論に至った経緯や理由を説明するために必要な限度で、公判の過程において明らかにされた事柄や再審判決の理由中の判断に言及したにすぎず、公益の代表者として検察官の活動を国民に説明するために許される範囲内で不控訴の理由をできる限り具体的に説明したものである。

2 本件談話は原告が犯人であるとの事実を摘示したものではないこと

(1) 原告の主張

原告は、「名誉を棄損するものであるか否かは、「一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈した意味内容に従う場合、その記事が事実と反し名誉を毀損するものと認められる」か否かによって判断される」（訴状第3の1(2)・5ページ）との規範を定立した上で、本件記載②ないし④（枝番含む）を指摘し、「検事総長談話は、確定した再審開始決定や再審無罪判決を論難しつつ、その大部分を費やし、繰り返し『4人を殺した犯人は袴田である』と述べたのである。無罪を言い渡された者を犯人呼ばわりすることは名誉毀損にあたることは議論の余地はないから、検事総長談話が原告の名誉を毀損するものであり、その毀損の程度は著しいものである。」（訴状第3の1(2)エ・7ページ）、「談話の大部分を費やして繰り返し『4人を殺した犯人は袴田である』と述べて来た」（同オ・7ページ）、「談話の②から④の全体が「袴田は犯人であり有罪である」という事実を摘示して原告の名誉を棄損するものである。」（原告準備書面(1)第3の4・7ページ）などと主張する。

(2) 被告の反論

ア はじめに

本件談話は、再審判決について不控訴という判断を行った経緯や理由を説明するため、その前提として再審判決の理由中の一部の判示に対する検察の意見又は評価に言及したものであり、もとより「原告が犯人である」といった記載をしていない。また、「一般人の普通の注意と読み方とを基準として判断」（前掲最高裁昭和31年7月20日第二小法廷判決、前掲最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決）しても、そのように受け止められることのないように留意した表現を用いている。したがって、本件記載②ないし④（枝番を含む。）は、原告が犯人であるとの事実を摘示したものとはいえない。

以下、詳述する。

イ 本件記載②（枝番を含む。）について

本件記載②（枝番を含む。）は、検察官が、第2次再審請求審差戻抗告審決定後も、再審公判まで、原告が犯人であることの立証が可能であるとの判断を前提に、一貫して有罪立証を行ったという過去の事実について、その経緯や理由を説明したものであり、原告を犯人視するものでも、そのような意図で述べたものでもないことは明らかである。

ウ 本件記載③（枝番を含む。）について

(7) 本件記載③（枝番を含む。）は再審判決の理由中の一部の判示に対する検察の意見又は評価を述べたものであること

本件記載③（枝番含む）は、飽くまで、最終的に不控訴の判断に至る前の経緯を具体的に説明する前提として、再審判決の理由中の一部の判示に対する検察の意見又は評価に言及したものである。文言上、原告に向けて述べられたものではないことは明らかであり、検察が、原告が犯人であるとか、そのように考えている旨を述べたものではないことは、

いうまでもない。

すなわち、本件記載③－１は、他の複数の専門性を有する科学者がみそ醸造における「たまり」と称する水分が遊離する状況、みそ醸造において推定される酵素濃度等を踏まえて、「赤み」が必ず消失するとまで断定できないと述べているにもかかわらず、再審判決の理由中の判示において、みそ醸造の専門的知見がない弁護側の証人の見解に依拠し、「５点の衣類を１号タンク内で１年以上みそ漬けた場合には、その血痕は赤みを失って黒褐色化するものと認められる。」などと判示したことについて、科学的な根拠を伴っているものとは評価し難いものであったことから、前記判示に対する検察当局の意見又は論評として述べたものである（乙第１号証７７及び７８ページ）。

また、本件記載③－２は、再審判決の理由中の判示において、捜査機関が５点の衣類をねつ造し、検察官もそれを承知で関与していたことを示唆する旨の判示をしたことに関し、そのような判示をするに至った具体的な証拠や根拠が示されていなかった上、５点の衣類の発見から証拠請求までの各種裏付け捜査に関する時系列を誤解し、確定審第１審における公判期日の指定状況を見落としており、明らかな事実誤認を前提とした認定がされていると評価せざるを得なかったこと、前記第４の１及び２（１）で述べた、５点の衣類が発見されるまでの捜査及び公判の経緯に照らすと、捜査機関が、それまでの捜査結果及び「被告人の犯行着衣はパジャマである」とする当初の検察官立証の方針と全く齟齬する５点の衣類を、必要性もないのに、わざわざ原告の元から入手しておき、後に犯行着衣としてこれをねつ造するなどということは現実的にあり得ないと考えられるのに、再審判決の判示は、捜査機関があらかじめ原告の元から入手した５点の衣類を秘匿しておき、検察官においては犯行着衣をパジャマであることを前提に、約１０か月間のうちに１６回にわたる公

判遂行を行った上、検察官立証の終了が間近となったタイミングで、5点の衣類が発見されたなどとして、それまでの主張立証とは全く異なる主張を始めたという、通常の刑事司法手続からはおよそ想定し得ない事態を前提としているのではないかと考えられたことから、前記判示に対する検察の意見又は評価として述べたものである（乙第1号証78ないし81ページ）。

これらのことは、再審公判における検察官の主張立証を踏まえればより明らかである。そこで、以下、再審公判において検察官が犯人性の根拠として主張立証した事実（後記(イ)）、5点の衣類は捜査機関がねつ造したものであるなどとする弁護人の主張に対する検察官の反論（後記(ウ)）、これらの検察官の主張に対する再審判決の理由中の判示（後記(エ)）を明らかにした上で、当該理由中の判示が誤っていること（後記(オ)）を指摘することによって、本件記載③（枝番を含む。）は、飽くまで、再審判決の理由中の判示に対する検察の意見又は評価を述べたものであり、原告が犯人であると考えている旨を述べたものではないことを明らかにする（後記(カ)）。

(イ) 再審公判において検察官が犯人性の根拠として主張立証した事実は5点の衣類に関する事実だけではなかったこと

- a 検察官は、再審公判において、原告が犯人であると主張する根拠は大きく分けて3点あると主張した。その3点とは、1点目が「犯人がみそ工場関係者であることが強く推認される上、証拠から推認される犯人の事件当時の行動を、被告人が取ることが可能であったこと」（以下「検察官の主張①」という。）であり、2点目が「みそ工場の醸造タンクから発見された5点の衣類が、被告人が犯行時に着用し、事件後に同タンクに隠置したものであること」（以下「検察官の主張②」という。）であり、3点目が「被告人が犯人であることを裏付けるその他の

事情が存在すること」(以下「検察官の主張③」という。)であった(乙第1号証18ページ、乙第2号証4ないし9、10、81ページ参照)。

- b そして、検察官は、再審公判の論告において、「検察官の冒頭陳述【検察官の主張①及び③】で指摘しているとおり、事件現場でくり小刀が発見され、これが凶器と認められること、みそ工場(引用者注:本件工場のこと。以下、再審公判の論告の引用において同じ。)にあったはずの雨合羽が事件現場に落ちており、そのポケットにくり小刀の鞘が入っていたこと、放火には混合油が使用されたと認められるところ、みそ工場内にあった混合油が5.65リットル減っていたこと、被害品と認められる布袋が、事件直後、A1方(引用者注:V1方のこと。)とみそ工場の間で発見されたこと、みそ工場の風呂場等で血痕が確認されたこと等から、犯人はみそ工場関係者であることが強く推認される。」、「また、被告人(引用者注:原告のこと。以下、再審公判の論告の引用において同じ。)は、みそ工場の従業員寮に居住しており、事件当時、十畳間に1人で居たこと、被告人は左手中指や右上腕部等を負傷していたことが事件後確認され、被告人のパジャマから被告人以外の血液型の血痕及び混合油が検出されたこと、犯行に使用されたくり小刀を販売していた可能性がある商店の店員は、被告人の顔写真に見覚えがあると述べるなど、被告人が当該商店でくり小刀を購入したことがうかがわれること、被告人は事件当時借金を重ね、事件前には従業員に布袋内の売上金がいくらかを尋ね、「結構入ってるじゃないか、一発殴りゃのびてしまう。」と発言するなど、金品を手に入れようとする動機があったと認められること等の事情は、被告人が犯人であることと整合している。」、「したがって、5点の衣類を除く間接事実だけでも被告人の犯人性は相当程度推認される。」と主張していた(乙第2号証4及び5ページ。なお、検察官の主張①に関する詳細な主張は同

号証10ないし81ページに記載されており、検察官の主張③に関する詳細な主張は同号証81ないし124ページに記載されている。).

このように、検察官は、5点の衣類を除く間接事実だけからも、原告の犯人性は相当程度推認されるとしていたものであり、5点の衣類のみが原告の犯人性の根拠であると主張していたものではなかった。

- c その上で、検察官は、5点の衣類に関し、「冒頭陳述【検察官の主張②】で指摘したとおり、5点の衣類には、血痕が多量に付着するなどしており、それらの血痕は付着状況や血液型に鑑みても犯行時に付着した被害者ら及び犯人の血液であると考えて自然なものである。5点の衣類の特徴は事件前に被告人が着用していた衣類と酷似している上、被告人の実家の整理ダンスから5点の衣類の一つである鉄紺色ズボンの共布が発見され、被告人の母が「共布は商店から送られてきた被告人の荷物の中に入っていた。」旨供述していたことなどから、5点の衣類が被告人のものであることも認められる。そして、5点の衣類が犯行着衣であり、これが被告人のものであることから、特段の事情が認められない限り、被告人が5点の衣類を犯行時に着用し、犯行後1号タンクに隠匿したことも推認されるところ、被告人の右腕上部の負傷と被告人と同じB型の血痕が付着する白半袖シャツ等の損傷との符合など、被告人が5点の衣類を犯行時に着用し、犯行後に1号タンクに隠匿したことを強く裏付ける事実も認められることから、被告人の犯人性は優に認められるのである。」と主張していた(乙第2号証5ページ)。

(ウ) 5点の衣類は捜査機関がねつ造したなどとする弁護人の主張に対する検察官の反論

- a 弁護人は、再審公判において、「5点の衣類が発見された時、付着していた血痕に赤みが残っていたが、これらの衣類が麻袋に入った状態

で1年余りみその中に入っていたのであれば、赤血球のヘモグロビンの酸化、分解等の反応により、血痕は黒褐色になるはずである。したがって、血痕に赤みが残っていたということは、5点の衣類が、発見される直前頃に、被告人以外の第三者(弁護人の主張では「捜査機関」)によって1号タンクに入れられたことを示す」旨主張していた(乙第2号証6ページ)。

- b これに対し、検察官は、「一体どのようなねつ造が想定されるというのか具体的に検討すれば、捜査機関が5点の衣類をねつ造することなどおよそ不可能であり、かつ、ねつ造を仮定した場合には著しく説明困難な事情の存することも明らかとなる。」などと述べた上で、「まず前提として、5点の衣類が発見された時点で血痕に赤みが残っていたといっても、その色合いは相当褐色化が進んでいたことが証拠上明らかであることに留意が必要である。念のため付言すると、例えば、5点の衣類の血痕を鑑定したA8の鑑定書に記載された「赤褐色」という色も、「赤」という言葉からイメージされる色合いとは相当異なるものである上、これが正確にどのような色を示すのか客観的な基準があるわけでもない。」「そして、5点の衣類につき、これを目撃した従業員らの各供述調書、実況見分した警察官の実況見分調書及び血痕を鑑定した鑑定人の鑑定書における、血痕の色に関する記載部分が、5点の衣類が犯行着衣であり被告人のものであることに合理的な疑いを生じさせるのか否かが、血痕の色に関する争点の内容である。」「この点に関し、検察側証人及び弁護側証人の証言から認められる純粋な化学理論を検討したとき、衣類に付着した血痕がみそ漬けにされた場合の変色の進行の程度は、様々な条件によって異なり、事件当時のみそタンクの中の状況が明らかなでない以上、「5点の衣類が1年余り1号タンクの中に入っていた場合にはその付着血痕の赤みが必ず消失する」な

どといえるものではなく、5点の衣類が犯行着衣であることと、前記各供述調書、実況見分調書及び鑑定書における血痕の色に関する記載内容との間に矛盾が生じているものではない。」などと反論した（乙第2号証5ないし7ページ。なお、5点の衣類の色調についての検察官の主張の詳細は同号証243ないし363ページに記載されている。）。

また、検察官は、弁護人が「検察官において、5点の衣類が昭和41年7月20日以前に1号タンクに入れられて1年以上みそ漬けされていた事実を合理的な疑いを超えて証明しなければ有罪にすることはできない」と主張していたことから、同主張について「血痕に赤みが必ず残ることを合理的な疑いを超えて証明すべきである」という趣旨であれば、それは、本件の全体の証拠構造を見誤っているというほかない。血痕に赤みが残る可能性が否定されないのであれば、本件の証拠構造においては、（中略）弁護側の反証は被告人の犯人性の認定に合理的疑いを生じるだけの証明力を有するものではないというだけのことである。」と反論し、弁護人の主張は本件被告事件の証拠構造上誤りである旨指摘した（同号証7ページ）。

- c その上で、検察官は、「検察官の主張①～③で指摘した各間接事実を総合すれば、被告人が犯人であることが強力に推認・立証されるのであり、ここでは、弁護側の反証が検察官の主張①～③の各間接事実の推認力を阻害し、被告人の犯人性の認定に合理的な疑いを生じさせるだけの証明力を有しているか否かが問題となる。そして、血痕の色に関する弁護側の反証は、5点の衣類が昭和41年7月20日以前に1号タンクに隠匿された可能性を否定することにより、被告人の犯人性の認定に合理的疑いを生じさせようとするものである。具体的には、5点の衣類を1号タンクに隠匿することが物理的に可能な時期は、(a)昭和41年6月30日の本件犯行後、新たなみその仕込みが始まる昭

昭和41年7月20日までの間か、(b)仕込んだみその取り出しが始まる昭和42年7月25日から発見までの間に限られるところ、仮に発見当時の5点の衣類の血痕の色調から(a)の可能性が否定されることになれば、(b)の場合に勾留中の被告人が5点の衣類を隠匿した可能性はないことになることを理由とするものである。したがって、血痕の色に関する弁護側の反証が被告人の犯人性の認定に合理的な疑いを生じさせるためには、「5点の衣類が1号タンクに1年余りみそ漬けされた」とすれば、5点の衣類の発見当時に見られた血痕の赤みは必ず消失すること」が立証され、前記の(a)の可能性が否定されることが不可欠である。最高裁決定（引用者注：第2次再審請求審特別抗告審決定）においても、「みそ漬けされた血液の色に関する新証拠が、旧証拠と総合して、5点の衣類が同日（引用者注：昭和41年7月20日のこと。）以前に1号タンクに入れられたことに合理的な疑いを生じさせるような証明力を有する場合、A（引用者注：原告の意味。以下同じ。）が同日以降に5点の衣類を1号タンクに入れることはほとんど不可能であることから、Aの犯人性の認定にも合理的な疑いを差し挟む可能性が生じ得る。」と表現されている。逆に言えば、1年余りみそ漬けされても血痕の赤みが残る可能性が否定されないのであれば、前記の(a)の可能性は否定されず、被告人が5点の衣類を1号タンクに隠匿することは可能であり、被告人の犯人性の認定に合理的な疑いが生じることはない。」「そして、みそ漬けされた血痕に赤みが残るか否かは、後に詳述するとおり、血痕の性状や醸造環境などの条件次第であり、5点の衣類の発見当時に見られた血痕の赤みが残る可能性は否定されないものであるから、被告人が5点の衣類を1号タンクに隠匿した可能性も否定されず、結局、血痕の色に関する弁護側の反証は、検察官の主張①～③による犯人性の推認を阻害するものではなく、被告人の犯人性に

何ら合理的な疑いを生じさせるだけの証明力を有するものではないというにすぎない。」と反論していた(乙第2号証7及び8ページ。なお、検察官の犯人性に関する主張のまとめは同号証429ないし431ページに記載されている。)

(I) 前記(イ)及び(ウ)の検察官の主張に対する再審判決の理由中の判示

前記(イ)及び(ウ)の検察官の主張に対し、再審判決は、「再審請求審を含むこれまでの経過とその重要性に鑑み、検察官の本件主張①から③までのうち、本件主張②、すなわち、本件工場の1号タンク内から発見された5点の衣類は、被告人が本件犯行時に着用し、本件事件後に1号タンク内に隠匿したものであるとの検察官の主張について最初に検討する。」(甲第2号証26ページ)として、検察官の主張する証拠構造とは異なる理解に立つことを明らかにした。

そして、再審判決は、「5点の衣類と本件犯行及び被告人との結び付きを示す事実関係によれば、5点の衣類が本件の犯行着衣であり、被告人の着衣であることが一応推認される。しかし、5点の衣類には、いずれも、観察した者に赤みを感じさせる血痕が付着しているが、1号タンク内で1年以上みそ漬けた5点の衣類に赤みが残るとは認められず、かえって、5点の衣類を1号タンク内で1年以上みそ漬けた場合は、その血痕は赤みを失って黒褐色化するものと認められる。したがって、5点の衣類の血痕の色調によれば、1号タンクに新たなみそ原料が大量に仕込まれた昭和41年7月20日以前に5点の衣類が1号タンク内に入れられたとは認められない。そうすると、勾留中の被告人が5点の衣類を1号タンク内に入れることは事実上不可能であるから、5点の衣類はその発見から近い時期に被告人以外の者によって1号タンク内に隠匿されたものであり、5点の衣類は本件の犯行着衣ではないと認められる。そして、5点の衣類を犯行着衣としてねつ造した者としては、捜査機関

の者以外に事実上想定できず、捜査機関において5点の衣類のねつ造に及ぶことを現実的に想定し得る状況にあったこと等も併せ考慮すれば、5点の衣類は、本件犯行とは関係なく、捜査機関によってねつ造されたものと認められる。」(引用者注:下線はいずれも被告指定代理人による。

同号証27及び28ページ。)、 「以上のような端切れが押収された経緯と押収後の検察官の立証活動等は、被告人の実家から押収されたという端切れが、捜査機関の者による持込みなどの方法によって本件捜索以前に被告人の実家に持ち込まれた後に押収されたものと考えなければ、説明が極めて困難である。そして、捜査機関による「強制、拷問又は脅迫」によって被告人の自白が実質的にねつ造されたと評価できること、5点の衣類が捜査機関によってねつ造された証拠と認められること、確定第1審における検察官による有罪の立証活動の困難な状況などの本件捜索前の状況も併せ考慮すると、5点の衣類と被告人を結び付けるという端切れも、捜査機関によってねつ造されたものと認めるのが相当である。」

(同号証89ページ)と判示した(なお、検察官の主張②に関する再審判決の判示は、同号証26ないし93ページのとおりである。)

また、再審判決は、前記(イ)の検察官の主張に対し、「被告人の犯人性が強く推認されるのは、5点の衣類が本件の犯行着衣であり、かつ、被告人が本件犯行後に1号タンク内に5点の衣類を隠匿したとの事実が認められた場合の結果にすぎず、犯人性の推認の前提となる上記各事実の認定に当たり、1年以上みそ漬けされた5点の衣類の血痕に赤みが残ることが合理的な疑いを差し挟む余地がない程度に証明される必要があるところ、赤みが残るとは認められないことは前述のとおりである。したがって、検察官の上記主張は採用できない。」と判示し、検察官の主張を排斥した(同号証66ページ)。

さらに、再審判決は、検察官の主張①については「本件工場と本件犯

行との結び付きをうかがわせる事実関係は認められるものの、本件犯行の犯人が本件工場の従業員であるとも、本件犯行の犯人が事件当夜に本件工場に出入りしていたとも認定できず、本件工場内の寮に居住していた従業員以外の者、すなわち被告人以外の者が本件犯行に及んだ可能性を十分に残すものであって、犯人像等に関する事実関係は、被告人が本件犯行の犯人であれば整合する程度の限定的な証明力を有するにすぎない。」と判示し（同号証109ページ）、検察官の主張③については「以上の検討によれば、被告人が事件当夜に左手中指に傷を負っていたこと、被告人のパジャマから他人の血液及び混合油が検出されたことなどの事実が認められるが、これらの事実は、被告人が本件犯行の犯人であるとすれば整合する、あるいは矛盾しない程度の限定的な証明力を有するにすぎない。」と判示した（同号証112ページ）。

その上で、再審判決は、結論として、「被告人の犯人性を推認させる最も中心的な証拠とされてきた5点の衣類は、本件の犯行着衣であるとも、被告人が本件犯行後に1号タンク内に隠匿したものであるとも認められず、本件事件から長期間経過後のその発見に近い時期に、本件犯行とは関係なく、捜査機関によって血痕を付けるなどの加工がされ、1号タンク内に隠匿されたものであって、捜査機関によってねつ造されたものと認められる。また、5点の衣類と被告人を結び付けるという端切れも、捜査機関によってねつ造されたものと認めるのが相当である。したがって、5点の衣類及び端切れは、本件とは関連性を有しない証拠であるから、本件の証拠から排除され、被告人が本件犯行の犯人であることを裏付ける証拠にはならない。そして、5点の衣類を除いた証拠によって認められる事実関係は、被告人が本件犯行の犯人であるとすれば整合するといった程度の限定的な証明力を有するにすぎず、被告人以外の者による犯行可能性を十分に残すものである。」、「以上によれば、本件の事実関

係には、被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない、あるいは、少なくとも説明が極めて困難な事実関係が含まれているとはいえず、被告人を本件犯行の犯人と認めることはできない。」と判示した（同号証112及び113ページ）。

(オ) 前記(エ)の理由中の判示が誤っていること

a 5点の衣類の赤みに関する理由中の判示は科学的な根拠を伴っているものとは評価し難いものであったこと

前記(エ)のとおり、再審判決は、「5点の衣類を1号タンク内で1年以上みそ漬けした場合は、その血痕は赤みを失って黒褐色化するものと認められる。」と判示した。

この点につき、再審判決は、1年以上みそ漬けにされた衣類の血痕の赤みが消失するとの弁護側の専門家の見解について、検察側の専門家の見解等を踏まえ、「1年以上みそ漬けされた着衣の血痕があらゆる条件下において赤みを消失するものとまではいえず、1号タンクに1年以上みそ漬けされた5点の衣類の血痕が赤みを失うか否かを判断するに当たっては、証拠によって認定できる5点の衣類の状況、1号タンクの醸造条件等の本件の具体的な事実関係等を踏まえ、5点の衣類の血痕が赤みを失って黒褐色化することを妨げる事情があるか更に検討する必要がある。」（甲第2号証62ページ）として、全面的に信用性を認めることまではしなかったものの、5点の衣類の血痕の乾燥の程度及び血痕への水分の浸透の程度等、1号タンク底部の酸素濃度等について、みそ醸造の専門的知見がない弁護側の専門家の見解に依拠し、「5点の衣類の状況、1号タンクの醸造条件等の本件の具体的な事実関係を踏まえても、5点の衣類の血痕が赤みを失って黒褐色化することを妨げる事情があったとはいえない。」などと判示した（同号証65ページ）。

しかし、前記判示の内容は、検察官が、みそ醸造における「たまり」と称する水分が遊離する状況、みそ醸造において推定される酸素濃度等、醸造に関する事項に関して提出した醸造の専門家の見解や、醸造関係の文献に基づく検察側の専門家の考察を踏まえているとは認め難く、科学的な根拠を伴っているものとは評価し難いものであった（乙第1号証77及び78ページ）。

b 5点の衣類及び端切れが捜査機関によるねつ造である旨の理由中の判示には明らかな事実誤認を前提とした認定がされていると評価せざるを得ないこと

(a) 前記(エ)のとおり、再審判決は、「5点の衣類と被告人を結び付けるという端切れも、捜査機関によってねつ造されたものと認めるのが相当である」とし、その事実を検察官もそれを承知で関与していたことを示唆する旨判示した（甲第2号証89ページ）。

その根拠として、再審判決は、昭和42年8月31日に5点の衣類が発見された後、まだ端切れ（共布）が押収されていない同年9月11日の時点で検察官が5点の衣類を証拠請求したことに関し、その時点での次回公判期日は約2か月先（同年11月17日）に指定されており時間的余裕があったにもかかわらず、共布の押収及び裏付けを待たずして原告の着衣であると判断して証拠請求及び冒頭陳述の訂正をしたことが不自然であることを指摘した（同号証85及び86ページ）。

(b) しかし、前記第4の2(2)及び(3)で述べた、5点の衣類が証拠請求されるまでの事実経緯をみると、本件刑事事件において、警察は、5点の衣類が発見された後、付着した血液の鑑定を始める一方、端切れの押収に至る前までに、原告の妻、原告の同僚であった多数の従業員及びズボンの製造業者等に対し、5点の衣類を示すなどしな

がら事情聴取を行うなど、これらが原告のものであったことの裏付け捜査を行っていた。これらの経緯は再審公判でも証拠として顕出されている（乙第1号証78及び79ページ）。

前記事実経過を踏まえると、検察官が具体的な証拠が乏しい状況で5点の衣類を原告の着衣であると判断して証拠請求をしたとの事実は認められず、むしろ、検察官は、端切れ以外の裏付け捜査結果を踏まえて、5点の衣類が原告のものであるとの心証を得て証拠請求をしたものと認められる（同号証79ページ）。

また、前記第4の2(3)アのとおり、検察官が5点の衣類を証拠請求した昭和42年9月11日時点における次回公判期日は、既に同年7月20日の第14回公判期日で同年9月22日と指定されていた。検察官としては、次回公判期日が迫る中、新たに5点の衣類が発見され、それらが原告のもので犯行着衣であった可能性が高いことを踏まえて、犯行着衣がパジャマであったことを前提とする立証方針の変更等の対応を早急にする必要があったことがうかがわれるのであって、そのような事実経緯を踏まえれば、5点の衣類を証拠請求した検察官の対応に不自然・不合理な点は認められない（同号証79ページ）。

そうすると、再審判決は、5点の衣類の発見から証拠請求までの各種裏付け捜査に関する証拠や、確定審における公判期日の指定状況を見落としていた可能性が高く、明らかな事実誤認を前提とした認定がなされていると評価せざるを得ない（同号証79ページ）。

(c) なお、再審判決は、鉄紺色ズボンの端切れが2枚あることを前提として、原告の実家から押収された端切れは1枚しかなく、警察官や検察官がもう1枚の共布の所在を尋ねなかったことが不合理であるとも判示して、捜査機関が共布を用意して原告の実家に持ち込む

などしたとの疑いを支える理由の一つとした（甲第2号証84及び85ページ）。

しかし、実際には、鉄紺色ズボンの両足の裾内部のかかとの当たる部分に共布を使って当て布がなされている旨が昭和42年9月4日付け実況見分調書に記載されていたことからすると、捜査機関が、もう1枚の共布の行方を尋ねなかったことが不合理であるとはいえない（乙第1号証79ページ）。

c 捜査機関によるねつ造の現実的可能性に関する理由中の判示は認定に誤りがあること

(a) 捜査機関により5点の衣類がねつ造されたものであるとする弁護人の主張については、⑦原告が本件前に着用していた衣類に酷似する5点の衣類を用意することは不可能又は著しく困難であること、⑧5点の衣類が犯行着衣であることは、原告の当時の自白と矛盾するもので、当時の検察官の立証方針に反するものであり、そのような立証方針に反してねつ造行為に及ぶとは考え難いこと、⑨捜査機関が5点の衣類をねつ造しようとした場合、ねつ造作業は大規模になり、発覚するリスクが高いなど、種々のリスクが発生し非現実的であることなどを指摘することができた。そして、検察官は、再審公判においても、前記⑦ないし⑨を主張立証していた（乙第2号証221ないし243ページ）。

(b) この点、再審判決は、5点の衣類が原告のものであるか否かについては明確に判示していないが、「捜査機関は、昭和41年7月4日に被告人が当時居住していた本件工場の従業員寮の搜索等を実施しており、被告人の着衣を把握していたと認められる上、被告人が同年8月18日に逮捕されて以降、被告人の着衣を管理していた者はいなかったのであるから、被告人の荷物が同年9月27日頃に被告

人の実家に送付されるまでの間に、実際の被告人の衣類を入手し、ねつ造に及んだ可能性も十分に認められる。」と判示し（甲第2号証71ページ）、事実上、捜査機関が、昭和41年9月27日頃に本件工場の原告の衣類が原告の実家に送られる前に、原告の5点の衣類を盗み出してねつ造を行ったものと認定している。

しかし、前記第4の1(10)のとおり、捜査機関は、その頃、犯行着衣はパジャマであると確信して取調べを行い、自白を得て、同月9日に、犯行着衣はパジャマであるとして、これを立証の柱の一つとして公判請求し、公判請求後も犯行着衣はパジャマであるとして調書を録取していたのであり、この頃に、そのような捜査及び検察官立証の方針と全く齟齬する5点の衣類を、わざわざ入手しておき、後に犯行着衣としてこれをねつ造するなどということは現実的にあり得ない（乙第1号証80ページ）。

(c) また、再審判決は、「捜査機関が、被告人の有罪を決定付けるために5点の衣類のねつ造に及ぶことは、現実的に想定し得る状況にあったといえる」（甲第2号証71ページ）とする根拠として、「確定第1審では、被告人は、捜査機関による非人道的な取調べによって本件犯行を自白して起訴されたが、第1回公判期日で否認に転じており、検察官としては、公判での有罪の立証活動にかなりの困難が伴うことが想定されていた」と判示している（同70ページ）。

しかし、前記(b)のとおり、捜査機関が昭和41年9月頃までに原告の衣類を盗み出した旨の判示部分は、同年11月の第1回公判で原告が否認に転じる前から捜査機関が犯行着衣のねつ造を企図していたことを前提としなければあり得ない認定であるのに、同じ判示の中で、捜査機関によるねつ造が想定し得る状況であったことの根拠として第1回公判期日において被告人が否認に転じたことを挙げ

ること自体、論理矛盾を来している（乙第1号証80ページ）。

(d) 以上のとおり、5点の衣類及び端切れは捜査機関がねつ造したものであると断定している再審判決の当該判示は、判示中の認定において相互に矛盾が生じているといわざるを得ないものである（同号証81ページ）。

(カ) 本件記載③（枝番含む）は、飽くまで、再審判決の理由中の一部の判示に対する検察の意見又は評価に言及したものであり、原告が犯人であると考えている旨を述べたものではないこと

a 前記(ウ)のとおり、検察は、本件刑事事件において捜査機関が証拠のねつ造を行った事実はなく、再審判決はその理由中の判示に多くの問題を含む到底承服できないものであると考えた。

しかし、検察は、再審請求審における司法判断が区々になったことなどにより、原告が結果として相当な長期間にわたり法的地位が不安定な状況に置かれてきたことを考慮し、熟慮を重ねた結果、再審判決につき検察が控訴し、その状況が継続することは相当でないと考え、再審判決を受け入れ、これを確定させるとの判断に至ったものである。そして、前記1(2)のとおり、本件談話は、不控訴に至った経緯を具体的に説明したものであり、原告を犯人視したものではない。

したがって、本件記載③（枝番含む）も、もとより原告に向けられたものではなく、再審判決によって原告が無罪とされたとの結論は受け入れ、上訴権を放棄することとした上で、その理由や経緯を具体的に説明するのに必要な限度で、飽くまで捜査機関のねつ造等を認定した再審判決の理由中の一部の判示について言及したものである。そして、捜査機関によるねつ造等の再審判決の理由中の前記判示を否定的に評価することと、「原告が犯人である」ということは、表現上、同義ではなく、原告が犯人である旨を述べたものでも、そのように考えて

いる旨を述べたものでもない。

- b また、検察官は、前記(イ)のとおり、5点の衣類を除く間接事実、すなわち検察官の主張①及び③が原告の犯人性を相当程度推認させると主張していたところ、前記(エ)のとおり、再審判決は、検察官の主張②のみならず、検察官の主張①及び③についても排斥している。このような再審判決の判示を前提とすれば、5点の衣類について捜査機関がねつ造した旨を認定しなかったとしても、再審判決が、検察官の主張②を排斥した上で、検察官の主張①及び③を総合しても原告が犯人であると認めることはできないとして無罪の結論に至ることは十分あり得たと思われる。そのため、仮に検察が原告を犯人視して本件談話を公表したのであれば、検察は、検察官の主張②のうち5点の衣類に関する再審判決の判示に関する指摘・批判（本件記載③（枝番を含む。））にとどまらず、検察官の主張①及び③を排斥した再審判決の判示も詳細に指摘・批判した上で、「原告が犯人であることが優に認められる」旨の記載をするのが自然であるし、そのような記載があれば、原告が犯人であるとの事実を摘示したといえる。

しかし、本件談話にはそのような記載はなく、検察官の主張②を排斥した5点の衣類に関する再審判決の判示に対する検察の意見又は論評を述べた記載があるにとどまっている。

したがって、再審公判における検察官の主張立証の内容を踏まえれば、本件記載③（枝番を含む。）が、原告を犯人視するものである旨の原告の主張は、論理の飛躍があるといわざるを得ない。

- c このように、本件記載③には、「検察官の主張立証を正しく理解すれば原告が犯人であることが優に認められる」旨の記載はないこと、本件記載③－1は、5点の衣類を1号タンク内で1年以上みそ漬けた場合には、その血痕は赤みを失って黒褐色化するとの再審判決の判示

に対して「大きな疑問を抱かざるを得ません。」というにとどまっていること、本件記載③－２は、５点の衣類が捜査機関のねつ造であると断定した再審判決の判示に対し、その「推論の過程には、論理則・経験則に反する部分が多々あり、本判決が５点の衣類を捜査機関のねつ造と断じたことには強い不満を抱かざるを得ません。」というにとどまっていることを踏まえると、一般読者の普通の注意と読み方をもって本件談話を解釈すれば、本件記載③（枝番を含む。）を読んだ者は、検察としては捜査機関のねつ造等を認定した再審判決の理由中の一部の判示に論理的でない部分があると考えており再審判決に不服を感じながらも、無罪を受け入れて控訴しない判断をしたという検察の考えが表明されているものと明らかに認識できる内容であって、これを超えて、検察当局が原告を犯人視していると認識することはないというべきである。

エ 本件記載④（枝番を含む。）について

原告は、本件記載④－１について、『「無罪判決は間違っているから控訴すべきものであり、控訴審で破棄させ、４人を殺した犯人は袴田であると認定させるべきである』と（中略）の意味をさらに明確にしたものであることは明らかである。』（訴状第３の１（２）ウ・６及び７ページ）と主張する。

しかし、本件記載④－１は、不控訴という判断を行った経緯や理由を説明する前提として、再審判決の理由中の一部の判示に対し、証拠上、再審判決の理由中に上級審の判断を仰ぐべきと考える「内容」がある旨の検察の意見又は評価を述べたものである。当然、本件記載④－１は、原告に向けられたものではなく、その全体をみても、「控訴して上級審の判断を仰げば必ずや有罪を得ることができる」、「上級審において犯人であるとの認定が得られるはずだ」などの原告を犯人視しているかのような記載はない。

また、本件記載④－１は、「控訴すべき判決」といったように、「判決」

そのもの、つまり無罪という結論を直接の対象とする表現をしたものではなく、「理由中に多くの問題を含む（中略）控訴して上級審の判断を仰ぐべき内容」としているとおりの、評価の対象は飽くまで再審判決の「理由」や「内容」であって、有罪であるべきとか無罪が誤りであるというように結論そのものを直接評価する表現を用いておらず、再審判決の理由中の内容に問題があることを繰り返し表現しているだけである。

さらに、本件記載④－１は、再審判決の理由中の判示について、ねつ造等の認定に疑問や不満があることを述べているが、この認定をした再審判決に対して「控訴して是正すべき」と述べるのではなく、飽くまで結論中立的に内容に着目して「上級審の判断を仰ぐべき内容」と表現しており、「控訴して」というのは「上級審の判断を仰ぐ」際の手続過程を端的に表現しているだけである。

本件記載④－２は、本件被告事件において、具体的な証拠関係に基づいて判決内容を分析・検討したものではなく、検察官が控訴した場合には、それまでの訴訟経過と同様の事態となり、判決確定に至るまでに更に長期間を要するであろうことも踏まえ、刑訴法１条の趣旨（基本的人権の保障、刑罰法令の適正かつ迅速な適用実現）の観点からも、原告が相当の長期間にわたり刑事手続の中で置かれてきた状況が今後も継続することの是非を検討し、それらを踏まえて控訴しないとの判断をしたこと（控訴しないと判断した理由）を述べたものであり、「本当は有罪なので控訴すべきだが、お情けで控訴しない」（訴状第３の１（４）ウ・１０ページ）との趣旨を述べたものではない。

オ 小括

以上のとおり、本件談話は、控訴をしないこととした経緯や理由を説明するために発表したものであり、捜査機関のねつ造等を認定した再審判決の一部の判示について、「その理由中に多くの問題を含む到底承服できな

いものであり、控訴して上級審の判断を仰ぐべき内容」との考え方がある中で、「再審請求審における司法判断が区々になったことなどにより、袴田さんが、結果として相当な長期間にわたり法的地位が不安定な状況に置かれてきたことにも思いを致し、熟慮を重ねた結果、本判決につき検察が控訴し、その状況が継続することは相当ではない」と判断したことを説明したのであって、一般人の視点から見ても、捜査機関のねつ造等を認定した再審判決の一部の判示について、その論理に不服を感じながらも無罪を受け入れて控訴しない判断をしたという検察の考えが表明されていることは明白である。

原告は、控訴しないとの判断に至る過程の一部である「その理由中に多くの問題を含む到底承服できないものであり、控訴して上級審の判断を仰ぐべき内容であると思われます。」との文言のみを切り取って、その点から原告が犯人であるとの事実を摘示したと評価しているものであり、その評価には理由がない。

本件記載②ないし④（枝番を含む。）は、原告が犯人であるとの事実を摘示したものではなく、検察の活動内容を国民に説明するために必要かつ相当な範囲内で不控訴の経緯や理由を述べたものであり、本件談話は、「一般人の普通の注意と読み方とを基準として判断」すれば、再審判決をした裁判所に向けられたものと評価することはできても、原告が犯人であるとの事実が摘示されているものとは到底いえず、原告の社会的評価を低下させるものではない。そして、本件談話は、本件被告事件における検察官の活動について国民に正しく理解をしてもらうために、同事件の重大性に鑑み、必要性・相当性を考慮した上で、適切な範囲で不控訴の理由を明らかにしたものであって、一般的にされている「検察の主張が受け容れられなかったことは誠に遺憾であるが、判決を尊重し控訴しない」（訴状第3の1.(4)イ・9ページ参照）との対外説明をふえんして述べたものにすぎず、一般

的な対外説明と実質において違いはない。

仮に原告の主張のとおり原告が犯人であるとの事実を本件談話が摘示するものであるとすれば、本件談話の公表により、社会一般から原告が犯人視されているといった実害が顕著に生じていてしかるべきところ、そのような実害は確認されていないし、原告は、そのような実害の発生を全く主張立証しておらず、このことは、本件談話が、一般人の普通の注意と読み方を基準として判断すれば、原告が犯人であるとの事実を摘示するものではないことを基礎づけているといえる。

3 本件談話は、目的の正当性及び相当性等が認められる合理的なものであり、国賠法上の違法が認められないこと

(1) はじめに

前記2のとおり、本件談話は、原告が犯人であるとの事実を摘示したものではなく、原告を犯人視する意図で公表されたものでもない。

しかし、原告が、「公表内容の真実性・公表の必要性・相当性など個別的な諸般の事情を総合的に勘案して判断することが相当である。」（訴状第3の1(3)・8ページ）と述べた上で、公表内容の真実性、公表の必要性、公表することの相当性についても主張していることから、このような原告の主張に鑑み、前記2で述べたところと重複する点もあるが、念のため、本件談話は、目的の正当性及び相当性等が認められる合理的なものであり、国賠法上の違法が認められないものであることについても詳述することとする。

(2) 国賠法における違法性及び名誉毀損の成否に係る判断枠組みについて

ア 国賠法1条1項の趣旨及びその適用要件について

(ア) 国賠法1条1項は、公権力の行使に当たる公務員が「違法に他人に損害を加えた」ことを要件として規定しているところ、公権力の行使は、国民の権利又は法益の侵害を内包していることが多いが、法律による行政の原則に基づき、法の定める一定の要件の下で国民の権利又は法益を

侵害することが許容されているため、国賠法上の「違法」は、権利又は法益の侵害があれば原則として違法と認められる一般不法行為における違法性概念とは異なり、権利又は法益の侵害があることを前提として、さらに、その公権力の行使が、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務（公権力の行使に当たって遵守すべき行為規範）に違背するか否かという観点から判断されるべきである（職務行為基準説。最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ）。

(イ) また、国賠法1条1項の違法性は、発生した損害を誰に負担させるのが適当かという意味での判断であり、究極的には他人に損害を加えることが法の許容するところであるかどうかという見地からする行為規範違反性であるから（井上繁規・最高裁判所判例解説民事篇平成5年(上)377及び378ページ）、同項にいう違法性とは、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいい、権利又は法的利益を侵害された個別の国民に対する関係において、公務員が職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り、同項の適用上違法の評価を受けることになる（前掲最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決）。

(ウ) そもそも国家賠償請求訴訟では、原告において請求原因として公務員の行為が違法な公権力の行使に該当することを主張立証すべきものである。そして、公務員が、その事務を遂行するために公権力を行使するに当たり、本件談話のように名誉毀損行為か否かが問題となり得る場合も存在することから、このような場合における国家賠償請求訴訟においては、原告において公務員が職務上の義務に違背して違法に原告の名誉を

毀損したこと（名誉毀損該当性）を主張立証すべきであると解するのが相当である（日置朋弘・最高裁判所判例解説民事篇平成31年度・令和元年度102及び103ページ参照）。

イ 名誉毀損の成否に係る国賠法上の判断枠組みについて

以上のとおり、国賠法上の違法性は、民法上の不法行為の違法性とは異なり、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背したかどうかをもって判断すべきである。そして、本件談話は、「公権力の行使」（国賠法1条1項）に当たるものと解されるところ、公務員がこのような行為を行うに当たっては、対象となる個人に不必要な名誉毀損が生じることを避けるべき義務が課されていることは否めない。その上で、同義務違反の有無の判断に当たっては、公表の必要性和予測される名誉毀損の程度とを検討し、必要かつ相当な態様・程度といえるかどうか吟味されるべきであって、その基準としては、㊦公表の目的、㊧公表の必要性、㊨公表内容の相当性、㊩公表によって予想される利益侵害の内容、㊪公表方法の相当性等を考慮要素として、個別に判断するのが相当である。

その上で、本件談話については、これらの考慮要素を総合勘案すれば、その公表が、必要かつ相当なものであったといえるから、国賠法上の違法性は認められるものではない。以下、原告の主張に対して必要と認める限度で反論しつつ、本件談話を公表した行為に違法性がないことを明らかにする。

(3) 公表目的が正当であり（㊦）、公表の必要性（㊧）が認められること

前記1(1)のとおり、検察による対外説明は、検察の活動について社会に無用の誤解を与えず、国民に正しく理解してもらい、検察の活動全般が国民の信頼という基盤に支えられ続けるようにするために、個別の事案に応じて行われるものである。

本件談話についていえば、前記1(2)のとおり、本件被告事件に対する社会

的関心が極めて高く、再審判決に対して公訴をするか否かの検察官の判断が国民に注視され、その判断の理由を含め、社会に無用の誤解を与えず、検察が適切にその職務を果たしていることを国民に正しく理解してもらうために、説明をすべき公益上の必要性が高く、検察官の判断に関して情報公開をすることが国民の信頼を得る観点から重要であると認められた。また、公訴権を独占し、裁判所に法の正当な適用を請求する責務を有する検察として、再審判決をどのような内容のものと考えたのかを説明すること、その上で、是正すべき内容を含む判決であると考えたにもかかわらず、なお公益の代表者として控訴をしないという判断を選択した理由や、原告の法的地位が不安定な状況を解消することを考慮しつつも控訴・不控訴の判断に時間を要した理由を説明することのいずれもが、社会に無用の誤解を与えず、検察の活動を国民に正しく理解してもらうためには必要であった。さらに、検察が必要な説明をしなければ、再審判決が判示した捜査機関による5点の衣類のねつ造なども検察当局が認めたとの誤解を国民に抱かせるおそれもあったのであり、そのような不都合を避ける必要もあった。

このような観点から公表された本件談話の公表目的が正当であり(㉗)、公表の必要性(㉘)が認められることは明らかである。

これに対し、原告は、「検事総長「談話」は、法律上、公表が必要とされているものではない。他面、本件は社会の耳目を集めた重大事件であるから、検察庁のトップとして無罪判決に対して「控訴しない」と公表する必要性は否定されない。」と公表の必要性があることは認めつつも、「一般的には、「検察の主張が受け容れられなかったことは誠に遺憾であるが、判決を尊重し控訴しない」あるいは「適切な控訴理由を見出し難く、控訴しないことにした」と自制的なコメントがなされる。しかし、それ以上に、再審開始決定は事実誤認、再審無罪判決は控訴すべきものと述べるなどして『4人を殺した犯人は袴田である』と付け加える必要は全く認められず、そのように公表す

る必要性は認められない。」(訴状第3の1(4)イ・9ページ)と主張する。

しかし、本件談話は、前記2のとおり、そもそも「4人を殺した犯人は袴田である」と述べたものではなく、再審判決について不控訴という判断を行った経緯や理由を説明するため、その前提として、捜査機関のねつ造等を認定した再審判決の理由中の一部の判示に対する検察の意見又は評価に言及したものである。そして、このような言及をすることの正当性及び必要性があることは前記のとおりであるから、原告の前記主張には理由がない。

(4) 公表内容が相当であること (㉔)

前記1(2)のとおり、本件被告事件において、検察は、法と証拠に基づき原告を起訴し、再審公判まで一貫して有罪立証を行ってきたのであるから、検察がこれまで行ってきた有罪立証を断念し、控訴しないとの判断をした場合、国民に対してそのような判断に至った経緯や理由について説明することは、検察が公益の代表者としてその本来的な責務を果たすことにほかならず、具体的な説明内容やその程度についても、本件談話は、不控訴の結論に至った経緯や理由を具体的に説明するために必要な限度で、公判の過程や捜査機関のねつ造等を認定した再審判決の理由中の一部の判示に対して言及したにすぎない。

したがって、本件談話は、再審判決に対する検察の意見又は評価として、検察として国民に説明すべき事柄を必要かつ相当な範囲で説明したものであって、原告が犯人である旨を述べたものではないから、公表内容が相当であることは明らかである。

これに対し、原告は、「検事総長談話は、『4人を殺した犯人は袴田である』と公言するものであるから、それが真実だというのであれば検察側が立証しなければならない。」(訴状第3の1(4)ア・8ページ)と主張した上、「検察が控訴の断念を表明したということは、(中略)自らの見込み違いを反省するならまだしも、なお『4人を殺した犯人は袴田である』と述べることは、無

罪判決を覆せない腹いせに原告に八つ当たりしたものとししか評価できず、その旨公表することに一片の相当性も認められる余地はない。あまつさえ談話が述べる控訴しない理由は、前述のとおり『本当は有罪なので控訴すべきだが、お情けで控訴しない』とししか理解できないものであり、無礼にも程がある許し難いものである。その結果、さらに著しく相当性を欠くものになっている。」(訴状第3の1(4)ウ・9及び10ページ。原告準備書面(1)第3の3・6及び7ページも同旨。)と主張する。

しかし、前記2のとおり、本件談話は、再審判決について不控訴という判断を行った経緯や理由を説明するため、その前提として、捜査機関のねつ造等を認定した再審判決の理由中の一部の判示に対する検察の意見又は評価に言及したものであり、もとより「原告が犯人である」と直接指摘した文言はなく、また、検察は原告が犯人であると考えている旨を述べた記載もなく、一般人の普通の注意と読み方を基準として判断すれば、原告が犯人であるとの事実を摘示したものとはいえないから、原告が本件刑事事件の犯人であるか否かという意味での公表内容の真実性は、本件では問題とならない。原告が犯人であるとの事実を本件談話が摘示していることを前提に本件談話の不当性をいう原告の前記主張は、前提を誤っているというほかない。

したがって、原告の前記主張には理由がない。

(5) 公表によって予想される利益侵害の内容について (㊥)

名誉毀損における名誉とは、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価(社会的名誉)を低下させることをいうのであり、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価、すなわち名誉感情は含まないものとされている(最高裁昭和45年12月18日第二小法廷判決・民集24巻13号2151ページ参照)。

そして、本件談話は、原告が犯人であるとの事実を摘示するものではなく、また、捜査機関によるねつ造等を認定した再審判決の理由中の一部の判示に

対する検察の意見又は評価に言及したものであり、原告に向けたものではないから、本件談話の公表によって、直接的に原告の社会的評価が低下することは想定し難い。実際、本件談話の公表により、社会一般から原告が犯人視されているといった実害は確認されていないし、原告は現時点に至ってもそのような実害の発生を全く主張立証していない。したがって、本件談話による原告の利益侵害はない。

これに対し、原告は、「検事総長談話は、このように艱難辛苦に耐えて無罪判決を得た原告について、社会一般に対し『無罪は確定したが、なお袴田が犯人である』と繰り返し公言したものであり、原告の名誉を激しく毀損し、その名誉回復や社会復帰を著しく阻害した。これによって原告は甚大な精神的苦痛を被った。」（訴状第4の1・13ページ）と主張する。

しかし、これまで繰り返し述べたとおり、本件談話は、「『無罪は確定したが、なお袴田が犯人である』と繰り返し公言したもの」ではなく、原告の主張は、その前提において誤りがある。

そして、前記のとおり、本件談話は、原告の社会的評価を低下させるものではないから、名誉毀損が成立する余地はなく、仮に本件談話により原告が不快の念を抱いたとしても、それは名誉感情の問題にすぎない。

なお、私人による名誉感情の侵害行為がされたとしても、そのことをもって当然に不法行為法上違法な権利・利益の侵害であるということとはできず、名誉感情を侵害する行為は、社会通念上許される限度（受忍限度）を超える侮辱行為であると認められる場合には、人格的利益を侵害するものとして不法行為を構成し得るものである（最高裁平成22年4月13日第三小法廷判決・民集64巻3号758ページ、最高裁平成23年7月15日第二小法廷判決・民集65巻5号2362ページ参照。）。

この点、再審判決に対する検察の意見又は評価を言及したにすぎない本件談話の公表によって、仮に原告の名誉感情が害されたとしても、同公表が受

忍限度を超えた侮辱行為であるとはいえず、これを根拠づける事情も請求原因で示されていないから、私人間であっても名誉感情の侵害を理由とする不法行為が成立するものではなく、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の義務に違背したかどうかの問題になる国賠法上の違法性も認められない。

(6) 公表方法が相当であること (㊦)

検察は、再審判決について控訴を断念するとの判断をした後、控訴期限の2日前である令和6年10月8日に、本件談話を最高検察庁ホームページに掲載するとともに、マスコミに配布等するなどして広報したものであるところ、このような公表方法は、現在の社会では一般的にみられる方法である。

そして、本件談話を一読すれば、一般読者は、検察が、捜査機関のねつ造等を認定した再審判決の理由中の一部の判断に不服を抱きながらも無罪を受け入れて控訴しない判断をしたということが表明されていると読み取ることができるものであり、検察が原告を犯人視しているものとは読み取れないから、公表方法が相当であることは明らかである。

(7) 小括

以上のとおり、本件談話については、㊦公表目的が正当であり、㊥公表の必要性が認められ、㊧公表内容は相当であり、㊤本件談話の公表によって直接的に原告の社会的地位が低下することは想定し難く、㊦公表方法も相当であると認められ、これらの考慮要素を総合勘案すれば、本件談話の公表は、必要かつ相当なものであったということができ、国賠法上の違法性が認められないことも明らかである。なお、前記(2)ア(ウ)のとおり、本件談話の国賠法上の違法の主張立証責任は原告にあるところ、前記㊦ないし㊤に関し、違法性を基礎づける事情につき、有意な主張立証を全くしていない。

第6 「確定無罪判決尊重義務」をいう原告の主張には理由がないこと

1 原告の主張

原告は、刑事訴訟制度に内在する「確定無罪判決尊重義務」が存在し、「かかる義務は、公権力を行使する検察庁その他全ての国家機関に課せられた義務である。にもかかわらず、国家機関たる検察庁が、自ら無罪判決を確定させる意思を表明する場面で、無罪判決の内容に誤りがあるなどと述べて『本当は被告人が真犯人である』と公言することは、無罪判決の確定という国家による雪冤の宣明を否定し、刑事裁判制度を冒瀆する行為であり、確定無罪判決尊重義務に違反するものとして到底許されない。」、「検事総長談話は、名誉毀損であるとともに、確定無罪判決尊重義務違反という独立の違法行為を構成するから、国賠法1条1項に基づき被告は原告に対し損害賠償責任を負う。」(訴状第3の2・11及び12ページ)と主張する。

2 被告の反論

(1) 原告が主張する「確定判決尊重義務」なるものについては、法的根拠も義務の射程も不明であって、そもそも違法性を基礎づける法的主張として成り立っていないが、その点はおいて反論すると、国賠法1条1項の適用上違法とされるためには、公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することが必要である。そして、ある作為が職務上の法的義務として義務付けられたものといえるためには、当該作為を求められる公務員において、注意義務の内容を認識してこれを尽くすことが可能な程度に、すなわち、通常なすべきとして認識できる程度に、当該作為の発生要件及び作為すべき内容が明確なものでなければならない。しかし、原告のいう「確定無罪判決尊重義務」については、当該作為を求められる公務員において、通常なすべきとして認識できる程度に、当該作為の発生要件及び作為すべき内容が明確であるとはいえない。

したがって、検察官が、原告の主張する「確定無罪判決尊重義務」を、国賠法1条1項の「違法」を構成する法的義務として負う余地はない。

(2) したがって、「確定無罪判決尊重義務」をいう原告の主張には理由がない。

第7 結語

以上のとおり、本件談話は、原告が犯人であるとの事実を摘示したものではなく、原告の名誉を毀損するものではないし、国賠法上の違法も認められず、原告の請求は、いずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上